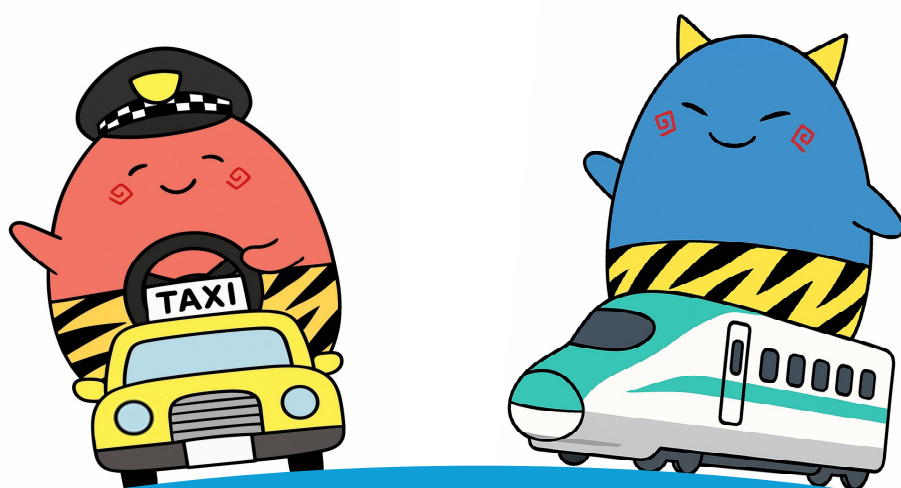


---

# 高 畠 町

## 地域公共交通計画

---



令和8年3月  
山形県高畠町



# 目次

## 1. 計画の策定にあたって

- 1 計画の策定の趣旨……………1
- 2 計画の位置づけ……………2
- 3 計画の区域……………3
- 4 計画の期間……………3

## 2. 地域の現状等

- 1 地勢・地理……………4
- 2 社会・経済状況……………4

## 3. 上位・関連計画の整理

- 1 第6次高畠町総合計画(後期基本計画)……………13
- 2 第3期たかはた未来総合戦略……………15
- 3 第2次高畠町都市計画マスタープラン……………16
- 4 その他の関連計画……………16

## 4. 地域公共交通の現状等

- 1 地域公共交通の整備状況……………17
- 2 地域公共交通の利用状況……………30
- 3 地域公共交通利用者の意向……………34

## 5. 地域公共交通の役割と課題整理……………38

## 6. 計画の基本的な方針と目標

- 1 課題対応にあたっての基本的な方針……………39
- 2 計画の目標……………39

7. 目標達成のための取組	40
8. 計画の達成状況の評価	
1 計画の管理体制	45
2 目標、取組、数値指標及び目標値の一覧	46
3 計画の進捗管理と評価のスケジュール	46

# 1. 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

現在、高島町にはデマンド交通をはじめ、JRやタクシーなどの交通機関があり、町民の日常の移動手段として広く利用されています。しかし、将来の予測が困難な社会情勢のなか、さらなる少子高齢化の進行や高齢者の運転免許返納の増加が予想されるため、将来に向けて町民がより安心して利用できる持続可能な公共交通の必要性が高まっております。また、国の調査では東京圏への人口流出要因の上位に「公共交通が不便であること（特に女性）」があげられるなど、安定した公共交通は地方自治体の存続にもつながるものとなっております。

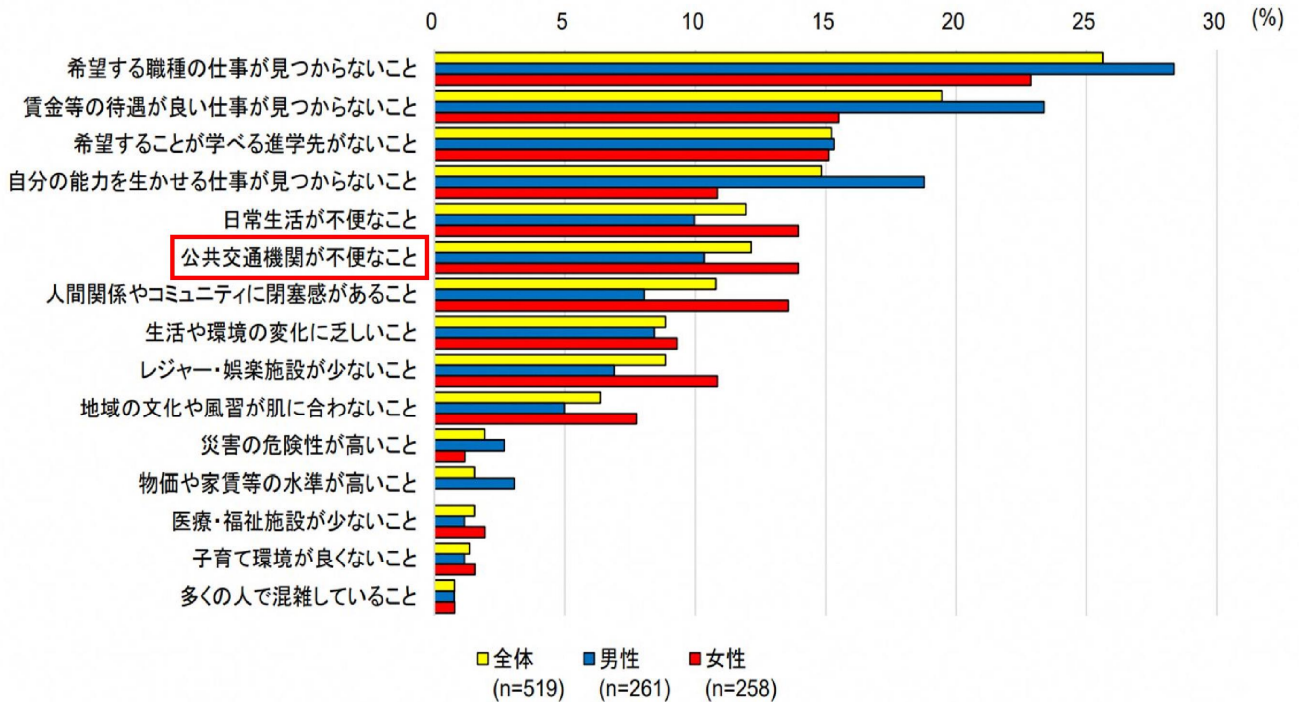
一方で、国は令和2年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を一部改正し、自治体が交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議しながら、公共交通の改善や移動手段の確保の仕組みを拡充するとともに、特に地方部において、地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応する取組みを促すため、持続可能な運送サービスの確保に資する取組みを推進することとしています。

以上のような背景を踏まえ、本町では地域内で運行する交通事業の連携を促進させ、まちづくりと連携した地域にとって最適な地域公共交通ネットワークを構築するため、「高島町地域公共交通計画」を新たに策定します。

### ○ 東京圏への流出要因として、「公共交通が不便であること」は大きく影響（特に女性）

※母集団：東京圏外出身の東京圏在住者

#### 地元に残らず東京圏に移住した背景事情



(出典) 国土交通省：令和2年「企業等の東京一極集中に係る基本調査」

## 2 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である『第6次高島町総合計画（後期基本計画）』や関連する『第2次高島町都市計画マスタープラン』と整合を図るとともに、国が示す法令なども踏まえ、本町の地域公共交通を取り巻く課題の解決に資するための「公共交通政策のマスタープラン」として策定するものです。

### ○計画の関係図

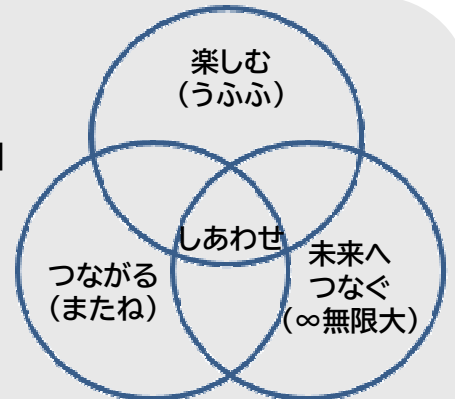
#### 上位計画

### 第6次高島町総合計画 後期基本計画

◆将来像 ゆきかう「またね∞」あふれる「うふふ∞」

3つの視点

- (1)「うふふ」を生み出す視点(楽しむ)
- (2)「またね」を活かす視点(つながる)
- (3)「∞無限大」につづく視点(未来へつなぐ)



楽しむ×つながる×つなぐ

持続可能な「しあわせ」な未来

#### 根拠法令

交通政策基本法

地域公共交通の  
活性化及び再生  
に関する法律

#### 高島町地域公共交通計画

基本方針  
(目指す公共交通の将来像)

基本目標  
(達成度合いを測る指標設定)

目標達成に向けた取組  
(計画期間に実施する施策)

#### 各分野の関連計画

- 第3期たかはた未来創生総合戦略
- 第2次高島町都市計画マスタープラン
- 第5次高島町地域福祉計画
- 第4期高島町障がい者プラン
- 高島町高齢者福祉計画・高島町介護保険事業計画(第9期)等

### 3 計画の対象区域

本計画の対象区域は、高畠町全域とします。ただし、本町と隣接する市町との広域的な交通ネットワークのあり方についても検討していきます。

### 4 計画の期間

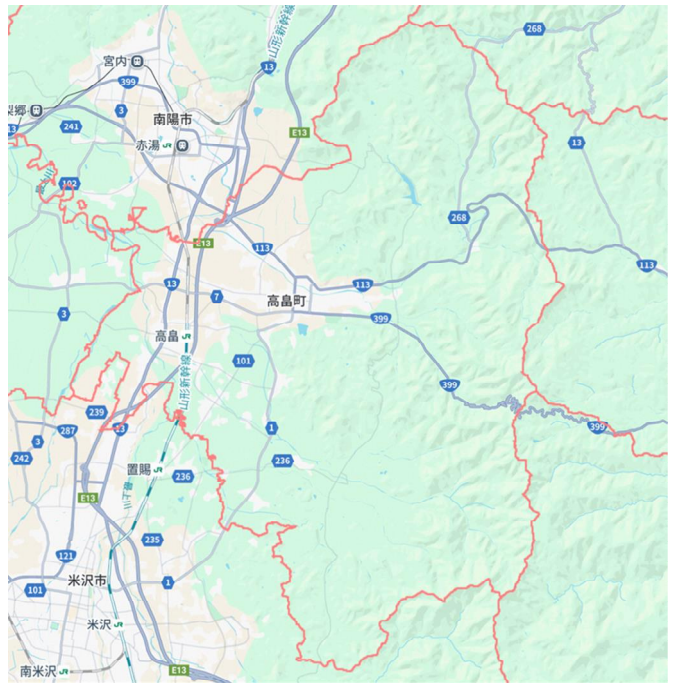
本計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）とします。ただし、山形県公共交通計画の動向や社会情勢の変化等を鑑み、必要に応じて見直しを行います。

令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年	令和 12年	令和 13年	令和 14年	令和 15年
		高畠町地域公共交通計画					(仮)第 2 期高畠町地域公共交通計画		
第 6 次高畠町総合計画(後期)					(仮)第 7 次高畠町総合計画(前期)				
		第 3 期たかはた未来創生総合戦略					(仮)第 4 期たかはた未来創生総合戦略		
第2次高畠町都市計画マスタープラン									
		(仮)第 2 期山形県公共交通計画					(仮)第 3 期山形県公共交通計画		

## 2. 地域の現状等

### 1 地勢・地理

- 高畠町は、山形県南東部の置賜盆地の東端に位置し、東は宮城県七ヶ宿町、西は川西町、南は米沢市、福島県、北は上山市、南陽市と隣接しています。
- 県庁所在地の山形市とは約40km、置賜地域の中心都市である米沢市からは約15kmの距離にあり、南北にJR奥羽本線と国道13号、東西に国道113号と国道399号が通り、交通の要衝となっています。
- 総面積は約180.26km<sup>2</sup>で、このうち宅地は7.87km<sup>2</sup>、農用地は38.13km<sup>2</sup>、森林は104.43km<sup>2</sup>、その他が29.83km<sup>2</sup>となっています。特にぶどうやラ・フランスなど果樹栽培が盛んな盆地特有の地形が広がり、豊かな農村景観を形成しています。



### 2 社会・経済状況

#### (1) 人口の推移

- 高畠町の人口は昭和40年には29,406人でしたが、令和2年の国勢調査では22,463人と大きく減少しており、今後も長期的な人口減少は避けられない状況となっています。
- RESAS(地域経済分析システム)によると、15歳から64歳の生産年齢人口の減少が顕著であり、2020年の14,875人から2040年には半数以下の7,016人にまで減少する見込みであることが示されています

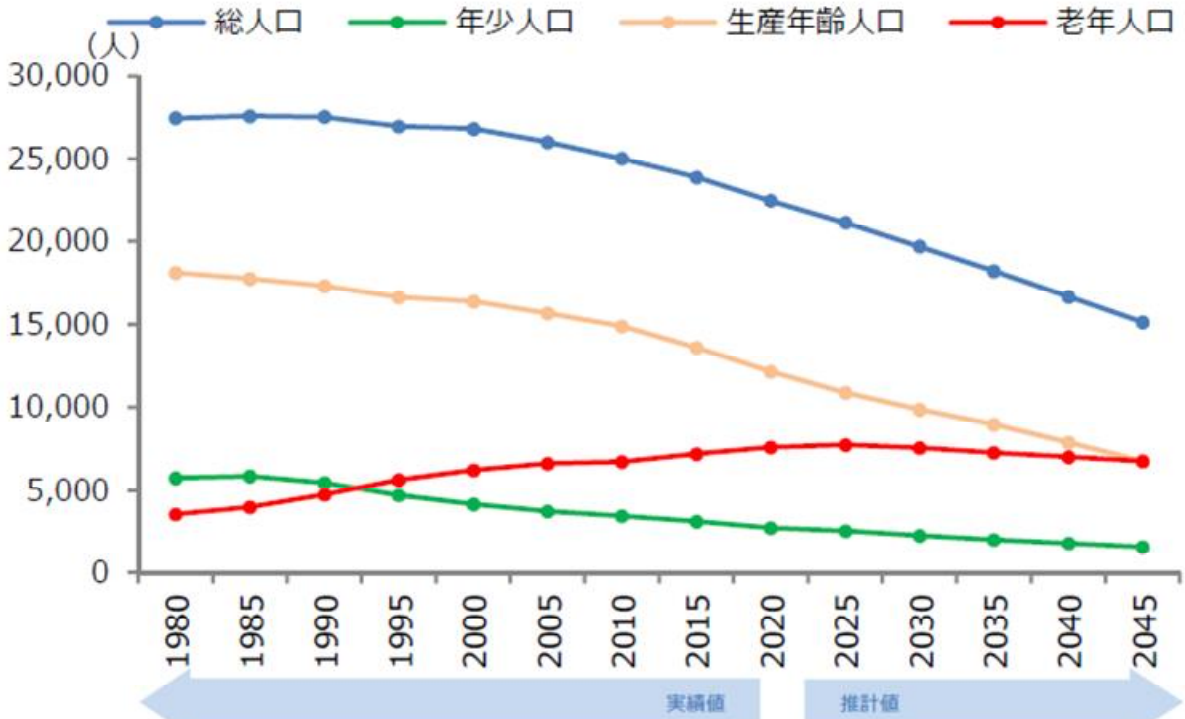
#### ◎人口の推移(男女別・世帯数)

区分	世帯数 (戸)	人口 (人)			1世帯当たりの 人員 (人)
		計	男	女	
昭和40年	5,987	29,406	13,976	15,430	4.91
昭和45年	6,007	27,760	13,156	14,604	4.62
昭和50年	6,149	26,868	12,959	13,909	4.37
昭和55年	6,479	27,440	13,326	14,114	4.24
昭和60年	6,459	27,576	13,374	14,202	4.27
平成2年	6,555	27,510	13,411	14,099	4.20
平成7年	6,698	26,964	13,151	13,813	4.03
平成12年	7,091	26,807	13,057	13,750	3.78
平成17年	7,222	26,026	12,621	13,405	3.60
平成22年	7,241	25,025	12,068	12,957	3.46
平成27年	7,218	23,882	11,548	12,334	3.31
令和2年	7,358	22,463	10,950	11,513	3.05

令和2年国勢調査

# ①人口推移

- ・総人口と年齢3区分別人口の推移を示しています。
- ・「総人口のピーク」「老年人口の増加傾向」等、自地域の人口変化の概要を把握できます。



【出典】 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」  
【注記】 2025年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（平成30年3月公表）に基づく推計値。

RESAS（地域経済分析システム）  
サマリー：総論①人口

## (2) 年齢別の人口について

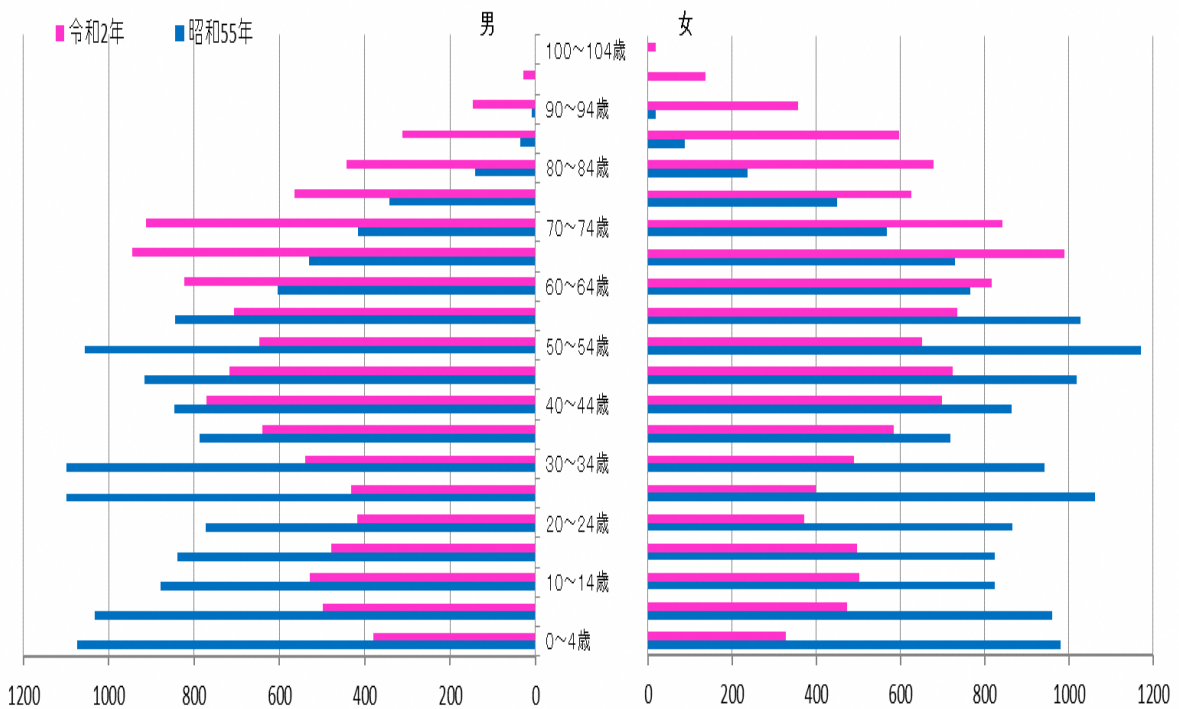
先に述べたように、高畠町の年齢別人口を見ると、65歳以上の「老年人口」が増加傾向にある一方で、0歳～64歳は減少傾向にあり、本町も少子高齢化の傾向にあると言えます。

### ◎人口の推移(世代別)

単位：人（ ）内は構成比%

区分	0～14歳	15～64歳	65歳以上	不詳	計
昭和35年	(32.5%) 10,444	(61.1%) 19,639	(6.4%) 2,053		32,136
昭和45年	6,136	18,814	2,810		27,760
昭和55年	(21.0%) 5,751	(66.0%) 18,124	(13.0%) 3,565		27,440
昭和60年	5,855	17,751	3,970		27,576
平成2年	5,455	17,316	4,739		27,510
平成7年	4,692	16,648	5,624		26,964
平成12年	4,176	16,396	6,235		26,807
平成17年	3,735	15,660	6,631		26,026
平成22年	(13.7%) 3,429	(59.4%) 14,868	(26.9%) 6,721	7	25,025
平成27年	(13.0%) 3,101	(56.8%) 13,579	(30.1%) 7,187	(0.1%) 15	23,882
令和2年	(12.1%) 2,709	(54.0%) 12,134	(33.8%) 7,597	(0.1%) 23	22,463

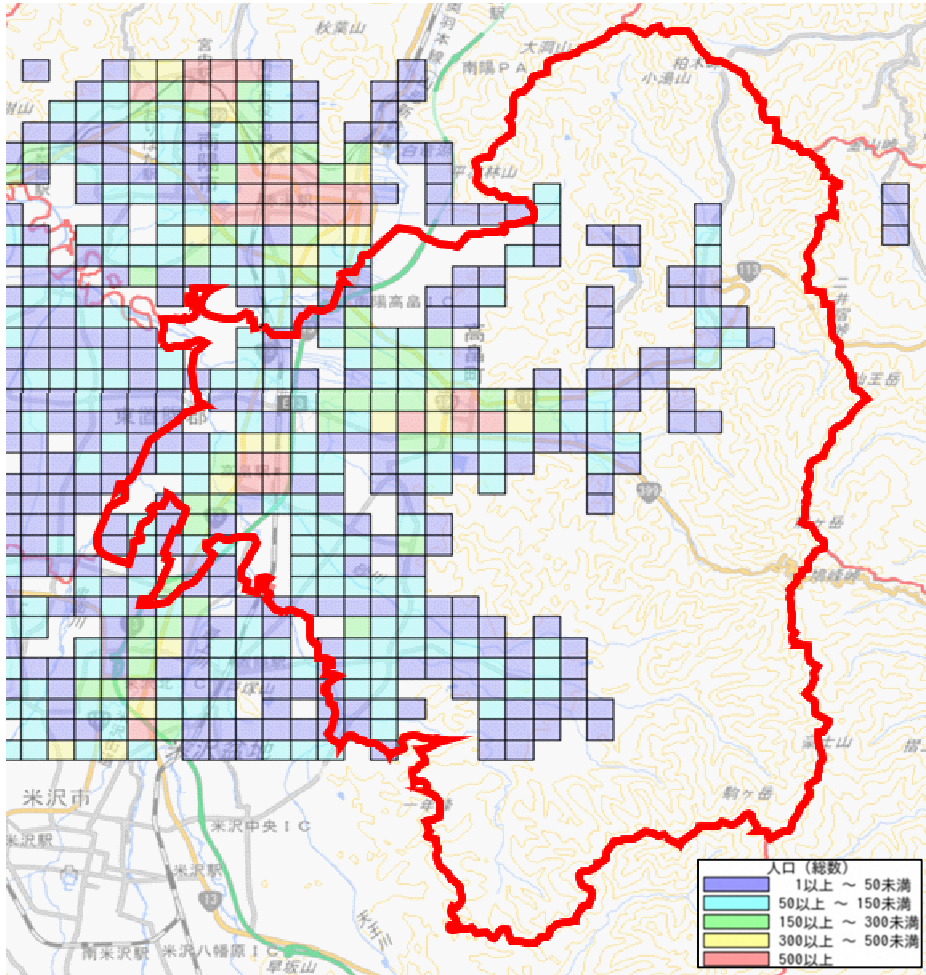
令和2年国勢調査



令和2年国勢調査

### (3) 人口分布について

人口分布について、以下のとおり人口500人以上の区画（メッシュ）は赤色で示されています。高島地区及び、高島駅の所在する糠野目地区に赤色の区画がみられます。



令和2年国勢調査（500m人口メッシュ）

区分	人口（人）			世帯数	小学校		中学校		選挙人名簿登録者
	計	男	女		学校数	児童数	学校数	生徒数	
高島	6,277	3,070	3,207	2,330	1	277	1	581	男 8,849 女 9,342
二井宿	741	370	371	271	1	17			
屋代	3,967	1,957	2,010	1,364	1	203			
亀岡	1,752	889	863	587	1	70			
和田	2,516	1,257	1,259	867	1	120			
糠野目	5,697	2,794	2,903	2,174	1	297			
施設・寮	216	44	172	216					
合計	21,166	10,381	10,785	7,809	6	984	1	581	18,191

（令和7年4月1日 住民基本台帳人口）

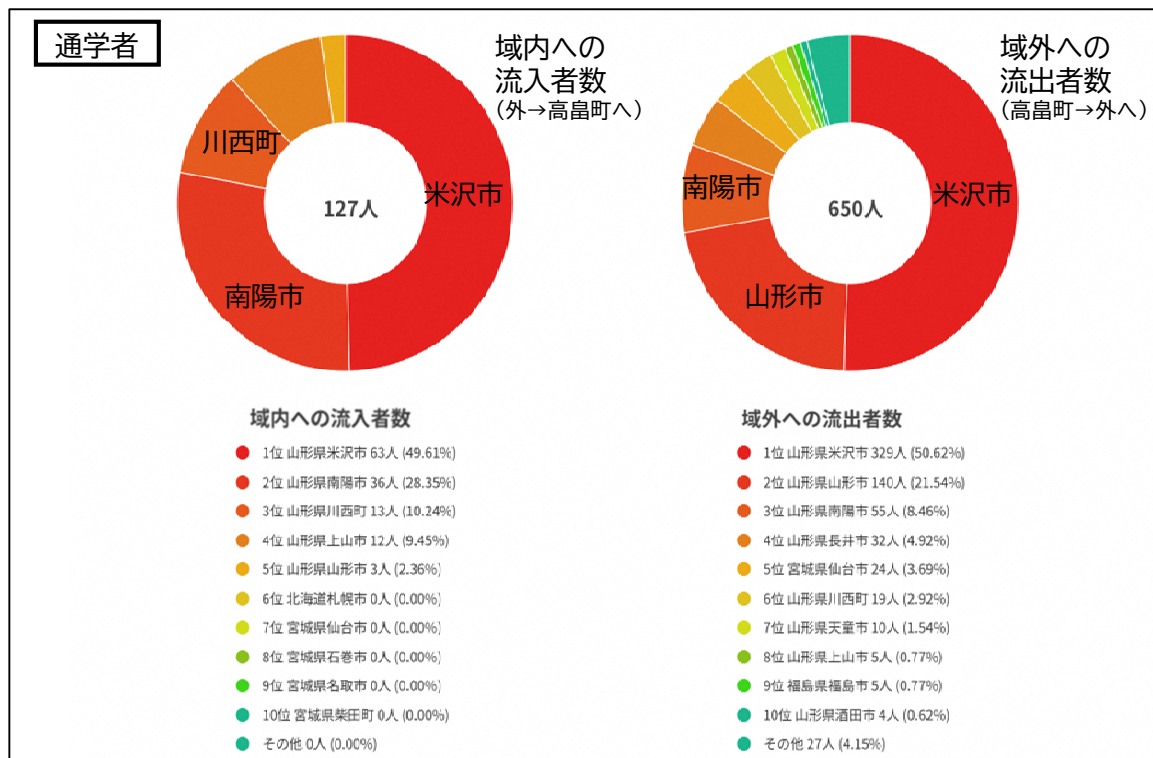
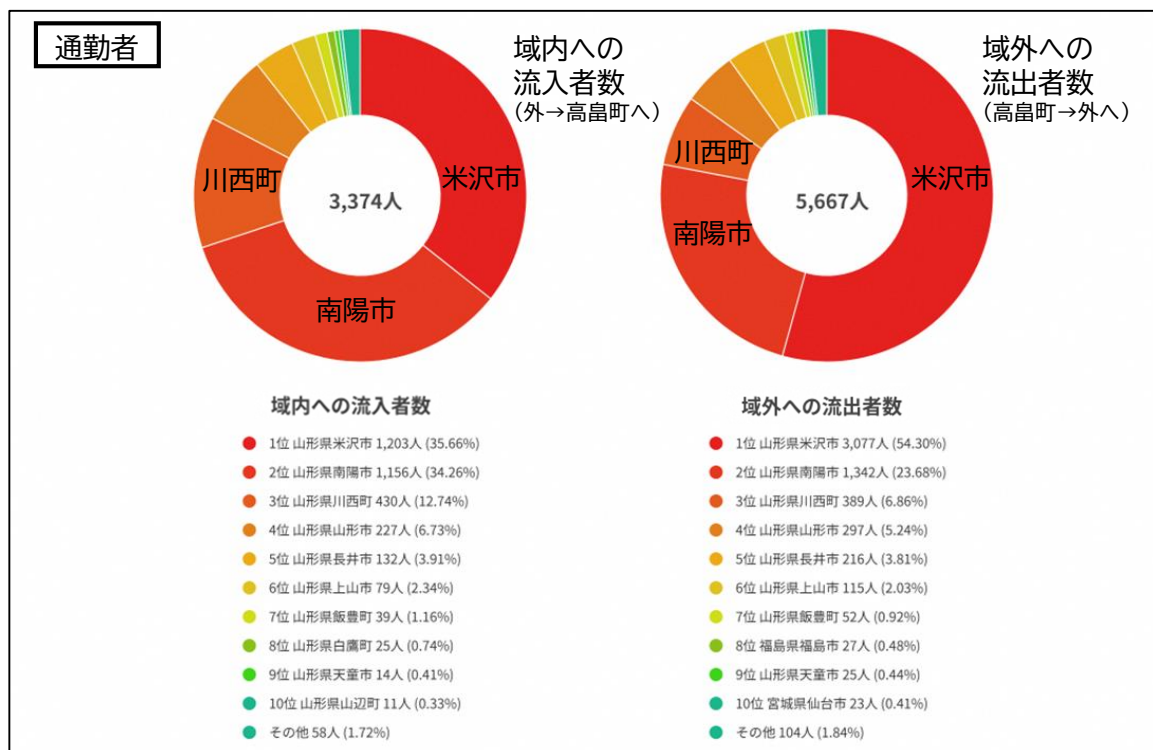
（令和7年5月1日現在）

（令和7年6月1日  
定時登録）

令和7年度 高島町町勢要覧

#### (4) 人の動き(通勤・通学等)

高島町は隣接する市町へのアクセスの良さと工業団地への通勤者が多いことから、通勤通学の流動はどちらも米沢市が最も多くなっており、流出超過の傾向が見られます。

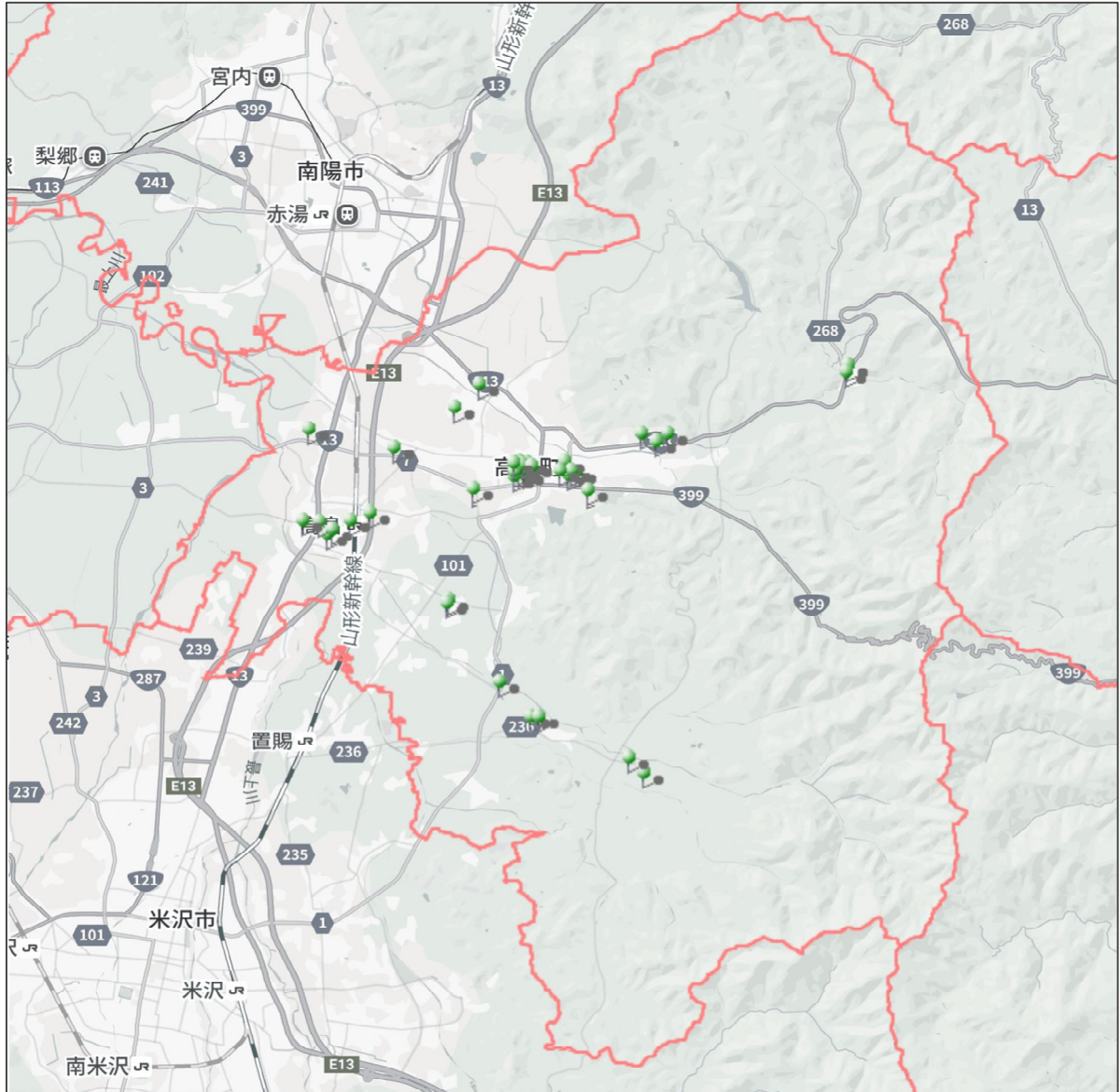


RESAS (地域経済分析システム)  
まちづくりマップ 通勤通学流動

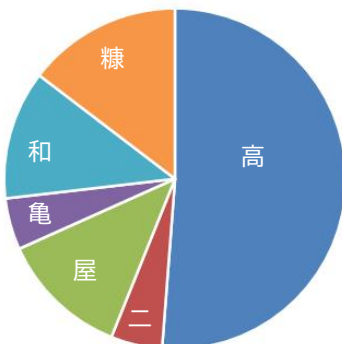
## (5) 町内における各種施設の分布

### ① 町内公共施設

役場庁舎や各地区公民館、教育施設、文化施設の所在は以下の緑のピンの示す箇所のとおりです。役場庁舎が所在する高島地区、高島駅が所在する糠野目地区に各施設が集中していることが見受けられます。



公共施設分布割合

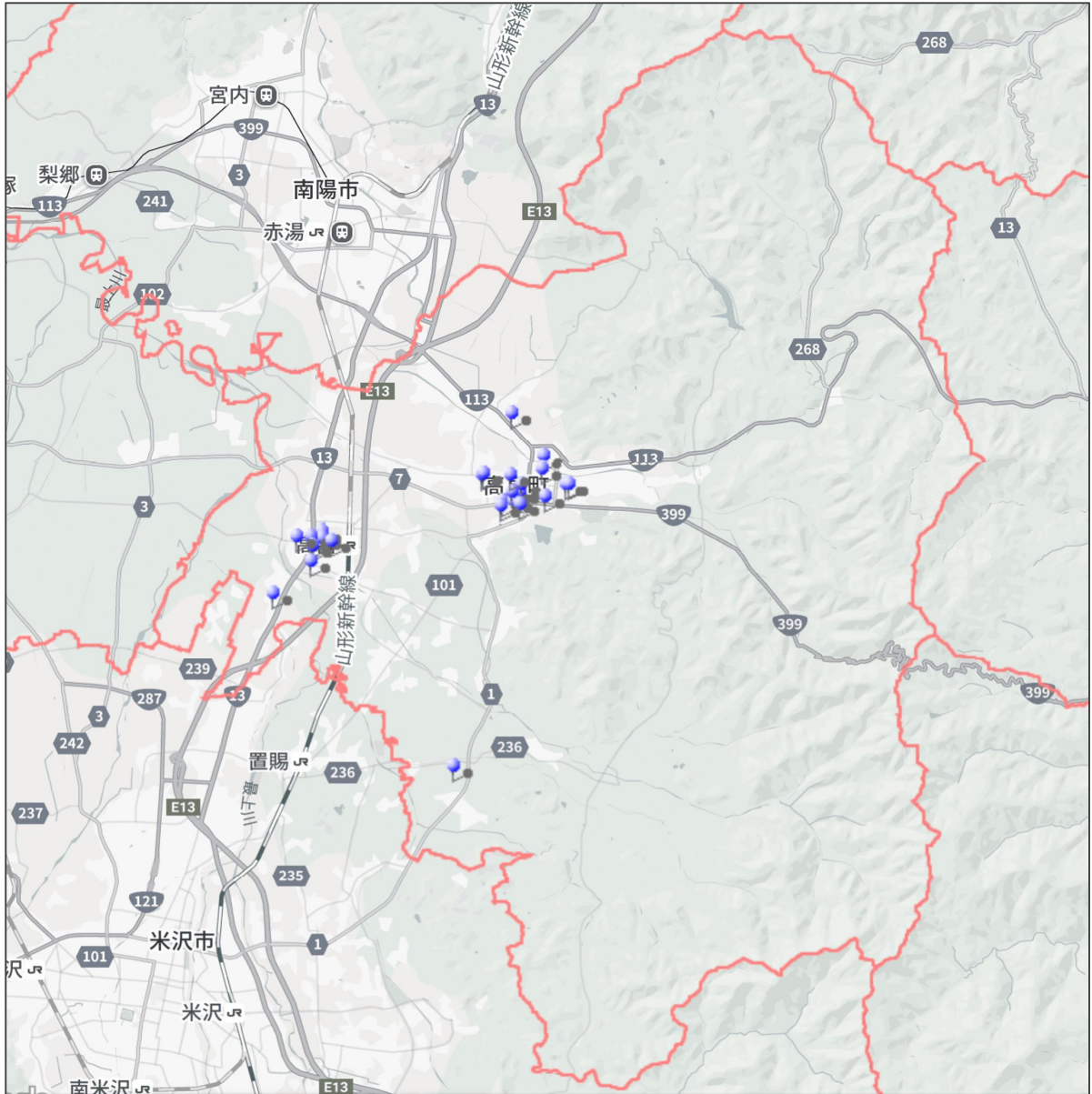


地区名	割合
高島地区	51.2%
二井宿地区	4.9%
屋代地区	12.2%
亀岡地区	4.9%
和田地区	12.2%
糠野目地区	14.6%

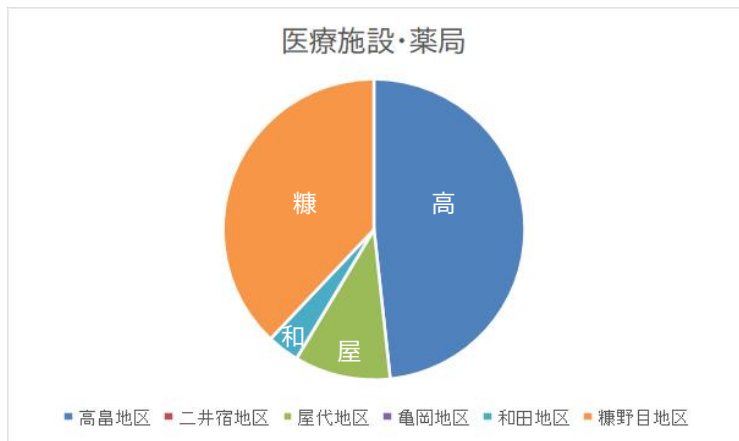
■ 高島地区 ■ 二井宿地区 ■ 屋代地区 ■ 亀岡地区 ■ 和田地区 ■ 糠野目地区

## ② 町内医療施設・薬局

町内医療施設・薬局の所在は以下の青のピンの示す箇所のとおりです。①と同様に、高島地区や糠野目地区に集中していることが見受けられます。

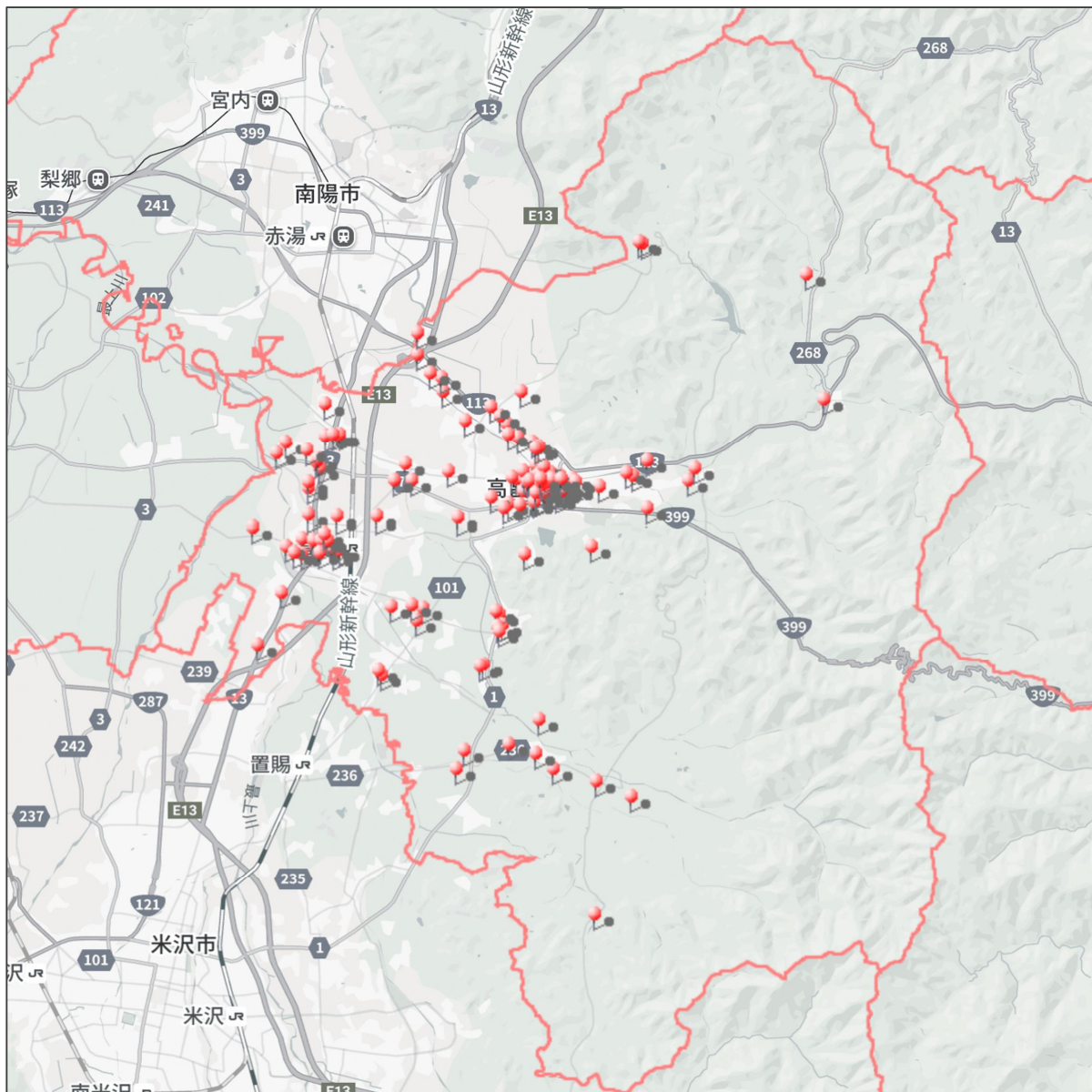


地区名	割合
高島地区	48.3%
二井宿地区	0.0%
屋代地区	10.3%
亀岡地区	0.0%
和田地区	3.4%
糠野目地区	37.9%

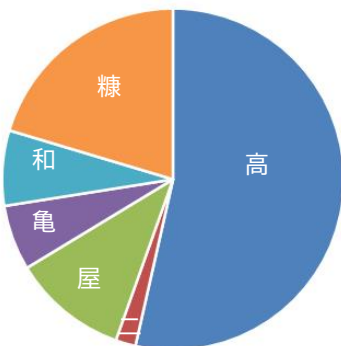


### ③町内小売業事業者、飲食店

スーパーマーケットやコンビニエンスストアをはじめとした小売業事業者、並びに飲食店の所在状況は以下の赤いピンを示す箇所のとおりです。①、②より広範囲に散在していますが、高畠地区や糠野目地区にやや多いことが見受けられます。



小売事業者分布割合



地区名	割合
高畠地区	53.6%
二井宿地区	1.9%
屋代地区	10.9%
亀岡地区	6.2%
和田地区	7.1%
糠野目地区	20.4%

■ 高畠地区 ■ 二井宿地区 ■ 屋代地区 ■ 亀岡地区 ■ 和田地区 ■ 糠野目地区

## (6) 運転免許の保有状況

町内における運転免許保有者数は以下のとおりです。山形県全体の免許保有率が80.8%であるのに対し、高畠町では84.7%と県内でも3番目に高い保有率となっています。町民の移動の大部分を自家用車が担っていると言えます。

### ○令和6年末 山形県の運転免許保有状況

順位	市町村	保有率(%)	適齢人口(人)	免許保有者(人)
1	中山町	84.8	9,170	7,778
2	東根市	84.7	40,942	34,671
<b>3</b>	<b>高畠町</b>	<b>84.7</b>	<b>18,680</b>	<b>15,815</b>
4	山辺町	84.6	11,627	9,839
5	寒河江市	84.5	33,984	28,725
6	白鷹町	84.5	10,819	9,140
7	庄内町	84.4	16,842	14,213
8	村山市	84	18,963	15,934
9	飯豊町	83.8	5,504	4,615
10	河北町	83.4	14,859	12,390
11	天童市	83.2	52,720	43,848
12	金山町	82.5	4,155	3,427
13	南陽市	82.2	25,715	21,138
14	遊佐町	82	10,990	9,015
15	大石田町	81.7	5,435	4,439
16	三川町	81.5	6,327	5,158
17	鮭川村	81.4	3,267	2,658
18	尾花沢市	81.2	12,312	9,994
19	鶴岡市	81	103,752	84,056
20	川西町	80.6	12,134	9,783
21	西川町	80.4	4,140	3,328
22	大江町	80.2	6,397	5,128
23	大蔵村	80.2	2,460	1,972
24	酒田市	80.1	85,998	68,907
25	新庄市	80	28,810	23,040
26	朝日町	79.5	5,305	4,217
27	上山市	79.4	25,021	19,868
28	山形市	79.2	212,837	168,636
29	最上町	79.2	6,638	5,256
30	真室川町	79.1	5,936	4,695
31	長井市	78.6	22,423	17,627
32	舟形町	78.5	4,203	3,301
33	戸沢村	77.6	3,516	2,730
34	小国町	77.5	5,956	4,617
35	米沢市	76.5	69,723	53,367
	県全体	80.8	907,560	733,325

(参考) 山形県 (山形県警察本部) ホームページ

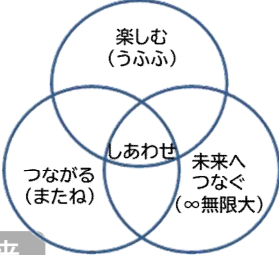
### 3. 上位・関連計画の整理

#### 1 第6次高畠町総合計画(後期基本計画)

##### (1) 計画の概要

「総合計画」は、これからの高畠町をどのような町にしていくのか、その実現に向けて何を行っていくのか、将来構想の大きな方向性を総合的に示した「まちづくり」の最上位計画です。高畠町では平成31年3月に第6次総合計画を策定し、『ゆきかう「またね∞」あふれる「うふふ∞」』をめざす町の将来像に掲げ、「一人ひとりがしあわせになるまち」の実現に向けて町民と行政が一体となったまちづくりを進めております。

令和6年度には、めざす町の将来像に向けた施策内容等の見直しを行った「後期基本計画」を策定しました。

項目	内容
計画名	第6次高畠町総合計画(後期基本計画)
計画期間	令和6(2024)年度～令和10(2028)年度
めざす町の将来像と、大切にしている3つの視点	<p>～ゆきかう「またね∞」あふれる「うふふ∞」～</p> <p>①「うふふ」を生み出す視点(楽しむ) まちづくりを継続するポイントは、関わる人自身がわくわくし、楽しむこと。みんなが「自分の“好き”や“得意”なこと」を地域社会やまちづくりに活かすことで、他人ごとから自分ごととして、負担感なく活動できるようになっていきます。楽しむ人が増え、主体的に「まちづくり」に関わる視点を大切にします。</p> <p>②「またね」を活かす視点(つながる) 最初は一人から始まった取り組みでも、“ひと”“もの”“こと”がつながっていけば、大きく広がり、予想もしなかったことに発展していきます。出会いや縁を大事に、多様な「つながり」を活かし、みんなの力とアイデアを出し合って「まちづくり」を進める、新しい協働のかたちを大切にします。</p> <p>③「∞無限大」につづく視点(未来へつなぐ) 今を大切にしながらも、未来の高畠町のこと、そして地球規模の広い視野に立ち、将来世代のことを考えなければなりません。今ここにある大切なものを「未来」につなぐ、また新たに未来への種を蒔いておく、持続可能な「まちづくり」の視点を大切にします。</p>
将来像と3つの視点のイメージ	<p>◆将来像 ゆきかう「またね∞」あふれる「うふふ∞」 3つの視点 (1)「うふふ」を生み出す視点(楽しむ) (2)「またね」を活かす視点(つながる) (3)「∞無限大」につづく視点(未来へつなぐ)</p> <p>楽しむ×つながる×つなぐ</p> <p>持続可能な「しあわせ」な未来</p> 

## (2) 関連する施策・事業と目標設定

公共交通に関連する施策として、次の事項が定められています。

施策1	高齢者の日常生活を支えるしくみをつくります		
<p>地域における「互助」の意識は根強く残っているものの、関わりは希薄になっています。地域ごとに高齢者の生活を支えるしくみとして、見守り、除雪、移動(交通手段)、簡易な家事支援ができるよう体制を整えます。</p> <p>配食サービスの配達時に安否確認を行い、必要に応じて関係機関で情報を共有し、連携して支援します。</p> <p>【主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者世帯の見守り活動の推進</li> <li>○あんしん見守りネットワークの活用</li> <li>○食事配達時の安否確認</li> <li>○福祉防災マップを活用した地域での見守り</li> <li>○町民主体の生活支援・家事支援のしくみづくり</li> <li>○デマンド交通、町民主体の移動支援</li> </ul>			
評価指標(KPI)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)	出典
集落を単位とする サロン数	79か所	90か所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高島町高齢者福祉計画</li> <li>・高島町介護保険事業計画</li> </ul>
買い物、通院、除雪支援を行う町民主体の 団体	1団体	6団体	
町民主体の移動支援	0団体	1団体	

## 2 第3期たかはた未来創生総合戦略

### (1) 計画の概要

第3期たかはた未来創生総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）及び国の「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）を勘案し、第1期及び第2期たかはた未来創生総合戦略における取組みを継承発展させ、人口減少や地方創生に取り組んで行く施策をまとめた計画として策定されたものです。

項目	内容
計画名	第3期たかはた未来創生総合戦略
計画期間	令和7(2025)年度～令和11(2029)年度
基本目標	基本目標1:「たかはた」の未来を担う若者応援 基本目標2:「たかはた」の資源を活かした産業・雇用の創出 基本目標3:魅力的で持続可能な「たかはた」らしい環境の実現 基本目標4:「たかはた」への多彩なひとの流れをつくる

### (2) 関連する施策・事業と目標設定

基本目標3の取組内容の1つである「住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる環境整備」において、次の施策とKPI（重要業績評価指標）を掲げています。

概要	高齢者も障がい者も、できるだけ住み慣れた地域で生活を継続していくため、日常生活を支えるしくみづくり、体制づくりを進めます。また、介護についての理解を深めると共に、介護者の支援を行います。
具体的な取組	◇高齢者世帯の見守り活動の推進 ◇あんしん見守りネットワークの活用 ◇食事配達時の安否確認 ◇福祉防災マップを活用した地域での見守り ◇町民主体の生活支援・家事支援のしくみづくり ◇ <b>デマンド交通、町民主体の移動支援</b> ◇専門職による支援の充実 ◇介護予防・日常生活支援総合事業の実施 ※以下の取組みは省略
KPI	現状値:令和4年(2022年)→ 目標値:令和11年(2029年) 集落を単位とするサロン数:79か所→90か所 認知症サポーター数(累計):2,736人→3,250人 介護者研修会(交流会)参加者数(年間):37人→60人

### 3 第2次高島町都市計画マスタープラン

#### (1) 計画の概要

人口の減少傾向への転換や急速に進む少子高齢化、高度情報化の進展、環境問題の深刻化、住民の価値観の多様化など、ライフスタイルそのものが大きく変化している状況を踏まえ、実情に即した計画とするため、概ね20年後の長期的な展望に立った「目指すべき町の姿」を描き、その実現に向けた都市計画の基本的な方針を示すものであり、まちづくりを総合的、計画的に推進するための指針としております。

項目	内容
計画名	第2次高島町都市計画マスタープラン
計画期間	令和2(2020)年度～令和22(2040)年度
都市づくりの将来像と目標	【都市づくりの将来像】 活気に満ちた生活が実現できる持続可能なまちづくり 【目標】 ・生活の利便性が高く、持続可能な都市構造の形成をめざします ・地域の活性化、雇用の促進につながる産業基盤の形成をめざします ・豊かな自然を保全し、共生する生活環境の維持・向上をめざします ・地域資源を生かした観光・交流の促進、景観の形成をめざします

#### (2) 公共交通に関する記載

都市施設に関する課題	町民が気軽に利用できるデマンドタクシーなどを中心とした公共交通の維持、充実が必要です。
都市施設の方針	デマンド交通 町内路線についてはデマンドタクシーが住民生活の交通手段として役割を果たしています。そのため、利用者のニーズにあわせた運行体制の見直しと利便性の向上に向けた整備を図ります。
実現化方策	○気軽な移動手段となるデマンド型など公共交通体系の充実を図ります。 ○コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考えに基づき、それぞれの市街地や各地区間を円滑につなぐ公共交通ネットワークの構築を図ります

### 4 その他の関連計画

計画の名称	計画期間	公共交通に関する施策・事業等
第5次高島町地域福祉計画	令和6年度(2024)～令和10年度(2028)	移動支援や買い物支援などの住民活動も含めた生活支援体制の整備に努めます。
第4期高島町障がい者プラン	令和6年度(2024)～令和11年度(2029)	地域の支えあいによる障がい者の移動支援について検討し、実情に合わせて推進します。
高島町高齢者福祉計画・高島町介護保険事業計画(第9期)	令和6年度(2024)～令和8年度(2026)	(2)安全で快適に暮らせる生活環境の整備 ① 高齢者の移動手段の確保

## 4. 地域公共交通の現状等

### 1 地域公共交通の整備状況

#### (1) 公共交通網の概要

令和8(2026)年3月時点では、町内を下記の公共交通が運行しています。

##### ①鉄道

糠野目地区にJR高島駅があり、奥羽本線、山形新幹線が通っています。山形新幹線「つばさ」の停車駅であり、広域移動の拠点となっています。

1900年(明治3年)に「糠野目駅」として開業し、官設鉄道と山形交通高島線の停車駅として利用されてきました。その後、1974年(昭和49年)11月18日に高島線が廃止されましたが、1991年(平成3年)に「高島駅」へ改称、1992年(平成4年)山形新幹線の福島から山形間の開業に向け、町商工会青年部を中心とした住民による新幹線停車の誘致活動も行われ、現在の姿となりました。

##### ②高島町デマンド交通

町内全域を移動することのできる事前予約制の乗合交通で、2005年(平成17年)に運行を開始しました。

ドアツードア(玄関から玄関)の移動に対応しています。ワゴン車3台で運行し、運行時間は8時便から16時便までの9便運行しています。Web・電話等で予約を受け付けています。

##### ③タクシー

町内では、羽山観光タクシー、みつわタクシーの2社がタクシーを運行しています。この2社によって組織される「高島町デマンド交通運転業務共同企業体」が高島町デマンド交通の運行をしています。

##### ④スクールバス(通学支援)

町立小中学校の児童生徒の通学支援を目的として、町教育委員会が所管するスクールバスを運行しています。

高島高校について、自宅から高校まで概ね半径4km以上の生徒を対象とした通学支援を実施しています。高島町デマンド交通の車両を活用し、運行しています。

置賜管内の私立高校である米沢中央高校や九里学園では高校専用のスクールバスが運行されており、町内在住の生徒も利用しています。

##### ⑤福祉有償運送事業

高島町内、または町外にあるNPO等が主体となり、ドアツードアの個別輸送を実施しています。現在、5つの事業所が高島町を移送区域登録しており、身体障がい等を持つ町民が利用することができます。

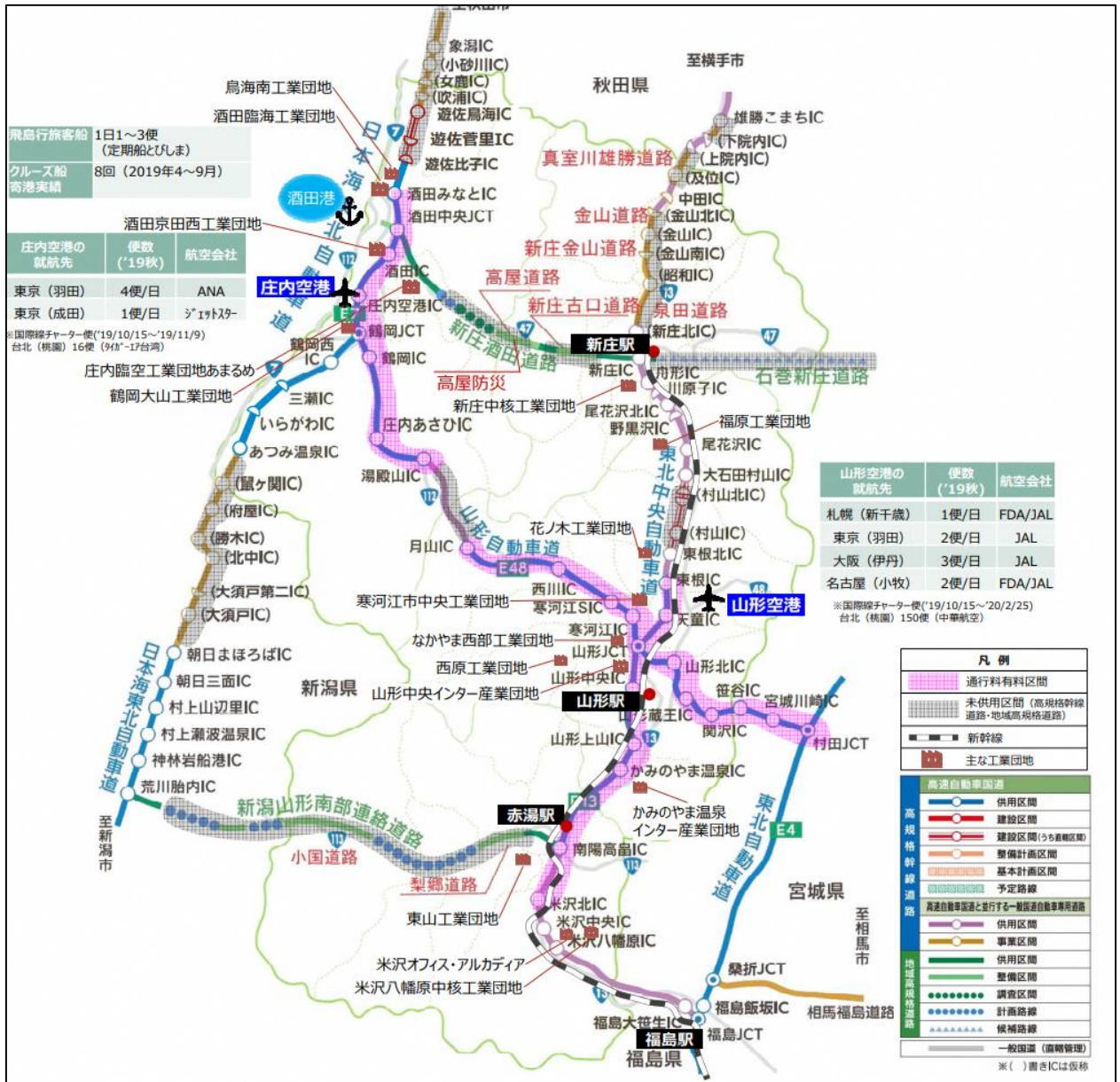
##### ⑥その他(福祉タクシー、通院支援事業等)

近隣市町には9つの福祉タクシーや介護タクシー事業者があります。高島町では障がい者が福祉タクシー等を利用する場合、「障がい者タクシー助成券」を交付し、タクシー利用料金の一部助成を実施しています。

また、町では「公立置賜総合病院・米沢市立病院通院支援事業」を実施しており、免許を持たない75歳以上の町民に対し、片道2,500円で通院できるタクシー券を交付しています。

## (2) 山形県内の交通整備状況

山形県内の交通インフラは以下のとおりです。隣接する宮城県、福島県、秋田県、新潟県とは高速道路や鉄道でつながり、2箇所の空港や酒田港にて遠隔地への往来が可能となっております。



山形県地域公共交通計画 (令和6年3月改正) 内資料

### (3) 鉄道

高畠駅からの普通列車「奥羽本線」について、通勤・通学の利用が多い朝の時間帯には本数が比較的多くなっています。一方で、日中や夜間はおおむね1時間に1本程度となっており、利用時間帯によって利便性に差が見られます。

上り（米沢・福島方面）は朝に運行本数が集中していますが、日中は間隔が空く時間帯も見られます。下り（山形・新庄方面）は、平日朝6時台に発車する列車が設定されており、通勤通学客に対応しています。

こうした状況から、奥羽本線は「通勤通学利用には比較的便利である一方、日中は運行本数が限られる」という特徴を持っています。

「山形新幹線」について、上り（米沢・福島方面）は朝6時台から夜20時台まで、7本の新幹線が運行しています。下り（山形・新庄方面）は朝8時台から夜20時台まで、7本の新幹線が運行しています。上下線ともに、土曜・休日には新幹線の本数が増便されています。町民のビジネス利用はもちろんのこと、休日の観光・レジャー利用への需要に対応した時刻表であり、高い利便性が特徴となっています。

項目	内容
運行事業者	東日本旅客鉄道株式会社(JR東日本)
路線	奥羽本線(山形新幹線直通区間を含む)
駅名	高畠駅
始発	上り(米沢・福島方面)7:05(普通列車 福島行) 下り(山形・新庄方面)6:13(普通列車 山形行) 上り(米沢・福島方面)6:54(山形新幹線 東京行) 下り(山形・新庄方面)8:31(山形新幹線 新庄行)
終電	上り(米沢・福島方面)0:18(普通列車 米沢行) 下り(山形・新庄方面)22:47(普通列車 山形行) 上り(米沢・福島方面)20:04(山形新幹線 東京行) 下り(山形・新庄方面)22:59(山形新幹線 山形行)
運行本数	普通列車:上り・下りともに概ね1時間に1本程度 山形新幹線:上り・下りあわせて概ね2時間に1本程度 (上り 平日7本、土曜9本、休日10本 下り 平日7本、土曜8本、休日11本)
所要時間	高畠駅－米沢駅:約10分(普通列車) 高畠駅－山形駅:約35分(普通列車) 高畠駅－東京駅:約2時間17分(山形新幹線)
運賃	高畠駅－米沢駅:210円(普通列車) 高畠駅－山形駅:720円(普通列車) 高畠駅－東京駅:10,970円(山形新幹線)

令和8年3月

※運賃は、R8.3.14運賃改定情報反映

#### (4) 高島町デマンド交通

高島町では、町内の移動手段を確保するために「高島町デマンド交通」を運行しています。町内全域を対象に乗合で運行しており、町民の通院や買い物、通学などの日常的な移動を支えています。

運行は年末年始を除き土日、祝日も利用可能です。利用には事前の登録が必要で、登録後に電話またはWebサイトから予約することができます。運賃は距離にかかわらず500円で設定されており、高齢者や免許返納者、障がい者、小学生は別料金が設けられています。

利用実績は年間約2万人であり、町民の生活交通として一定の役割を担っています。一方で、利用が特定時間帯に集中する傾向があり、通院や買い物利用の予約が混み合う事例も見られます。近年では地域の高齢化や移動ニーズの多様化に伴い、利便性の向上に向けた改善が求められています。

項目	内容
運行事業者	高島町デマンド交通運転業務共同企業体 (構成員:羽山観光タクシー、みつわタクシー)
運行エリア	町内全域
運行日	平日、土、日、祝日も運行(年末年始運休)
運行時間	午前8時から午後4時 午前 8時便、9時便、10時便、11時便、12時便 午後 1時便、2時便、3時便、4時便(全9便)
運賃	高島町民の方 ①一般の方(中学生以上) 500円 ②75歳以上の方 400円 ③65歳以上で運転経歴証明書所持者 400円 ④障がい者手帳所持者とその介助者 300円 ⑤小学生300円  町民以外の方(小学生以上) 500円
予約受付時間	午前7時～午後4時(土、日、祝日も受付) 利用希望時間の1時間前まで要予約。(ネット予約は1時間30分前まで) 朝8時便は前日の午後4時まで要予約。
予約方法	①電話 ②FAX ③WEB
車両	10人乗りワゴン 3台(はやま号、みつわ号、まほろば号)

令和8年3月現在

## (5)高島町デマンド交通の運行経緯と変遷

### 1) 導入の背景(～平成17年)

平成当初の高島町の公共交通機関は、バスとJRとタクシーでしたが、そのうち民間の山形交通バス(株)が複数運行していた路線の一つである米沢(馬頭・高島)赤湯線が平成2年11月末に廃止となりました。さらに、平成8年3月末には観音岩-高島線が廃止となりました。

平成8年4月に公立高島病院が移転改築され同病院への通院者の交通手段の確保の必要性などから、平成8年4月に高島町営バスの運行を開始しました。当初は3路線でしたが、利用者数のピークであった平成13年度に6路線に拡充となります。その後、利用者数は減少傾向となり、平成16、17年度には4路線へ縮小となりました。

高齢化社会や核家族がすすむ中、車を運転しない方、車の運転ができない方をどのように病院や買い物などに移動してもらうかが大きな地域課題となっていました。

町営バスの利用減少・赤字が続く中、抜本的な対策が求められ代替手段の検討を開始しました。平成15年に福島県小高町のデマンド交通を視察、平成16年にデマンド交通システム導入可能性の調査を実施し、平成17年に導入準備を開始しました。

同年、町内タクシー事業者と協議し、事業主体は高島町商工会、運行は地元タクシー事業者への委託、配車システムはフジデジタルイメージング製を採用、車両は10人乗り×3台で体制を整備し、平成17年12月1日に運行開始しました。(町営バスは平成17年11月末日で廃止)

### 2) 導入初期の制度設計(平成17年～)

運行エリアを3つ(北部・南部・まちなか)に分けて運行しました。各エリアごとに1台を配置し、エリア内は固定料金、エリアまたぎは倍額としました。主要拠点(高島駅、町役場、病院、その他公共施設、商店街など)は「どこからでも500円」にしました。

開始当初は乗降場所を限定していましたが、利用者の要望を受けて平成18年9月から町内どこでも乗降可能へ拡大しました。まほろば合同タクシーとみつわタクシーの2社へ業務委託し、運行しました。予約センター旧南陽警察署高島交番に設置された後、平成20年4月に町立図書館2階会議室へ引っ越しました。

利用者は会員登録をした上で、乗車希望の30分前までに予約センターへ電話をすることで利用できました。

### 3) 運行方法改訂(平成23年4月～)

平成23年4月に運行方法を改定しました。3エリア制を全町1エリアに統合し、エリアまたぎ加算を廃止しました。また、利用便数を平日6便から8便に増便し、第2・第4土曜午前の運行開始しました。羽山観光タクシーが参画し、3社体制になりました。予約センターはまほろば合同タクシー社屋2階へ移設しました。

オペレーターが常時2人体制から常時1人体制へ変更となり、予約の締め切り時刻が前日の午後3時に繰り上げとなりました。

### 4) 新デマンド交通の運行開始(平成29年10月～)

利用者数が年々減少し、エリア区分・利用料金・土曜日運行・当日予約体制等についての見直しが必要となりました。平成27年度の利用者数は9,459人と事業開始以来、初めて1万人を割り込みます。

車両および予約受付システムは導入から11年以上経過し、老朽化が課題となっていました。

利用者の減少や新たな利用者増につながるサービスの拡充や事業実施主体の見直しなど総合的に検討する為、高島町役場及び高島町デマンド交通運行委員会、タクシー事業者で協議を実施しました。協議により、町民福祉の向上を主な目的としたサービスに変更し、今後もデマンド交通サービスを継続していくこと、事業実施主体を変更するとともに、当日予約の実現や利用者範囲の拡大、運行日や運行時間、運行本数の拡大に努め、利用者の利便性と満足度を高めてゆくことが決定しました。

平成29年10月にこれまでの制度を全面的に見直した、新デマンド交通の運行を開始しました。

## 5) 平成29年高島町デマンド交通改善の内容

項目	内容
運行エリア	町内全域(3エリア)
利用対象者	町民限定
利用者登録	事前登録必要
運行日・運行時間	平日/8時~15時 第2、4土曜日/8時~12時
利用運賃	一般/500円 その他、割引の設定
車両(台数)	10人乗りワゴン車 3台
予約方法	前日までの電話予約
予約・配車システム	無線利用の配車システム
受付時間	前日の15時まで
運行主体	高島町商工会(町内タクシー3社)
目的	商店街活性化

項目	内容
運行エリア	町内全域
利用対象者	制限なし
利用者登録	事前登録必要
運行日・運行時間	平日、土、日、祝日も運行 8時~16時 (年末年始運休)
利用運賃	一般/500円、 町民の割引設定を【拡充】
車両(台数)	10人乗りワゴン車 3台
予約方法	当日1時間前までの電話および Web予約を導入
予約・配車システム	クラウドサーバー方式の 配車システム
受付時間	当日1時間前まで(7時~16時)
運行主体	高島町(町内タクシー3社)
目的	町民福祉の向上

### 高島町デマンド交通 ご利用案内

高島町内を運行区域として、3台のデマンドタクシー（はやまのり・まほろば号・みつわ号）が運行しています。夏休みから冬休みまで運行いたします。町民の方に限らずどなたでもご利用できます。乗り合いでの運行となりますので、到着時刻には余裕をもってご予約ください。

#### 1. 電話で予約

**① 予約**  
利用したい運行時間の**1時間前までに**予約センターにお電話ください。  
☎ **0238-51-1255**  
※ 朝8時便は、前日午後4時までの予約をお願いします。

**② 受付**  
オペレーターが受付します。  
・利用する方のお名前と、利用したい運行時間  
・乗車場所（どこから）～目的地（どこまで）をお伝えください  
※ 予約の変更、取消の場合は、**すぐに予約センターにご連絡願います。**

**③ お迎え**  
予約した乗車場所にお迎えに参ります。  
・建物の中でお待ちください

**④ 到着**  
目的地までお送りいたします。  
・目的地が同じ方向の方と乗り合わせとなります。

#### 2. FAXで予約

予約センターにFAXをお送りください。  
FAX **51-1256**  
・利用する方のお名前、目的地の電話番号（携帯電話番号）  
・利用したい運行時間と乗車方法（電話・FAX等）  
・乗車場所（どこから）～目的地（どこまで）を記入  
・予約センターから予約確認の折り返しご連絡いたします。  
※ 折り返しは予約確認のためお返事のないご連絡はできません。

#### 3. ネットで予約

利用希望の1時間前までに予約をお願いします。  
このQRコードをスマホで読み込んで入力してください。  
・利用したい運行時間の1時間前30分前までに入カフォームに記入してご予約確認いたします。  
・予約センターから予約確認の折り返しご連絡いたします。  
※ 折り返しは予約確認のためお返事のないご連絡はできません。  
・高島町公式ホームページからも予約できます。



#### ご利用料金

区分	料金
①一般の方(中学生以上)	500円
②75歳以上の方	400円
③65歳以上で 運転経歴証明書所持者	400円
④障がい者手帳所持者と その介助者(手帳所持者1人につき1人)	300円
⑤小学生	300円
町民以外の方(小学生以上)	500円

※②～④の方は、利用区分証を発行いたしますので、福祉で手帳をお預りします。  
※未就学児は無料ですが、保護者同伴での乗車をお願いいたします。  
※回数券（10回分の料金を11回利用できる）を販売しています。（販売場所：デマンド車内、福祉課）

**運行時間** 午前8時～午後4時  
午前 8時・9時・10時・11時・12時  
午後 1時・2時・3時・4時（全9便）  
年末年始の運行日程は予約センターにご確認ください。

**予約受付時間** 午前7時～午後4時  
土、日、祝日も受付しています。  
ご利用希望時間の1時間前までにご予約願います。  
（ネット予約は1時間30分前まで）  
朝8時便は前日の午後4時までにご予約願います。  
年末年始の運行日程は予約センターにご確認ください。

お問い合わせは **こい わんにゃんごう**  
予約センター ☎ **0238-51-1255**  
高島町福祉課 ☎0238-52-4478

**注意事項**  
・乗車には定員がありますので、予約状況によってはご希望の時間にご利用できない場合がございます。  
・他のお客様と乗り合い乗車になるため、未就学児及び一人では乗車できない方（付き添いがなければ可）、定数に達している場合はご利用をお断りいたします。  
・ペット乗りの乗車はできません。  
・お迎えの時間は予約申込み状況により前後いたします。  
・遅延したり気象状況によって、時間に遅れる場合がございます。到着時刻に余裕をもってご利用願います。

高島町福祉課 7/5版

高島町デマンド交通ご利用案内チラシ



令和8年3月現在

## 6)高島町デマンド交通の収支状況

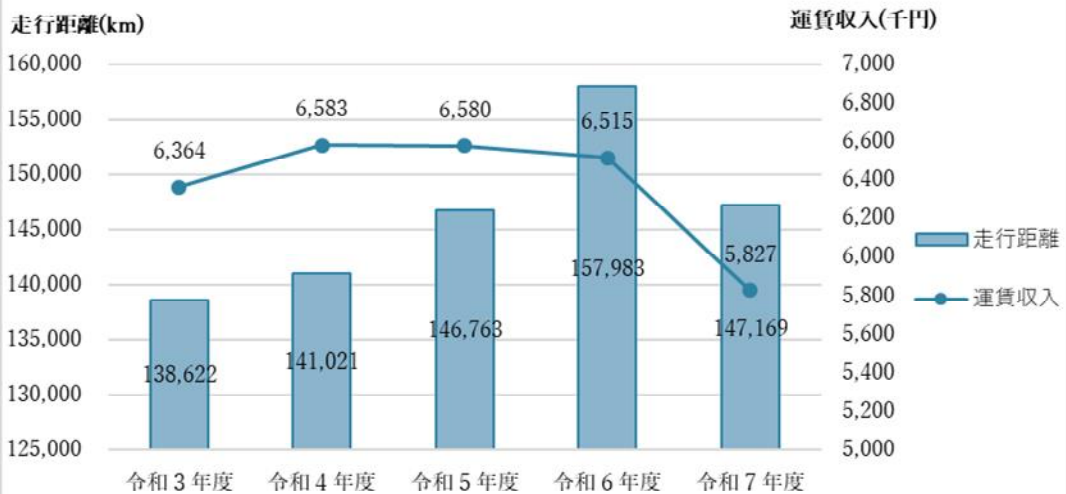
高島町デマンド交通の年間の総走行距離について、走行距離は年々増加しており、令和7年度には147,169kmまで伸びています。一方、運賃収入は6,000千円前後で推移しており、増収には至っていません。

走行距離あたりの運賃収入をみると、令和3年度の45.9円/kmから令和7年度には39.5円/kmまで低下しています。

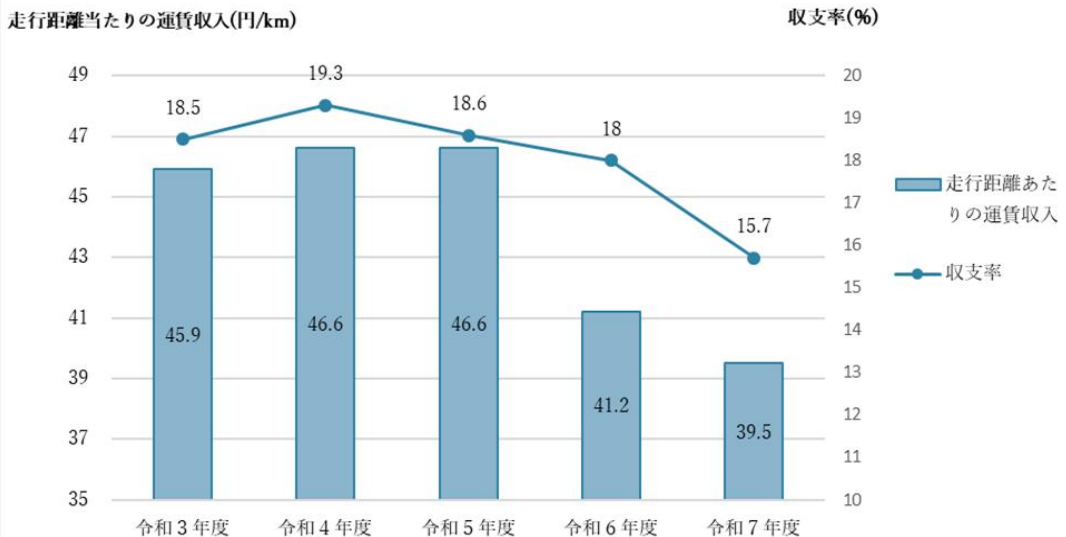
収支率（運行費とシステム利用料等の経費合計額に占める運賃収入の割合）は、令和4年度の19.3%をピークに、令和7年度には15.7%まで低下しました。依然として費用の大部分は公的負担によって賄われている状況です。

総じて、高島町デマンド交通は利用者数の下支えにより一定の収入を確保しているものの、走行距離の増大に伴い輸送効率や収支率の低下といった課題を抱えており、今後は効率的な運行体制や財政負担の軽減策が求められます。

※各年度の期間は国の補助金（フィーダー補助金）と同様の事業期間（10月～翌年9月）となっています。（令和7年度は令和6年10月～令和7年9月）



高島町デマンド交通の総走行距離と運賃収入の推移



高島町デマンド交通の総走行距離あたりの運賃収入と収支率の推移

## (7) タクシー

### 1) タクシー営業所

タクシーは、鉄道やバスなどの公共交通を補完するドアツードア型の移動手段として、高齢者など交通弱者の移動を支える重要な役割を担っており、地域公共交通の一つとして位置づけられています。

高島町内に営業所のあるタクシー会社は2社となっています（令和7（2025）年9月現在）。羽山観光タクシーは高島地区に、みつわタクシーは糠野目地区に営業所が立地しています。

項目	内容	
事業者名	株式会社羽山観光タクシー	みつわタクシー有限会社
所在地	高島町大字高島527-1	高島町大字上平柳2087-2
常務人数	タクシー3人 デマンド2人	タクシー3人 デマンド3人
営業時間	午前7:30～午前 0:00	午前8:00～午前 1:00
車両台数	小型3台、ジャンボ1台	小型3台、ジャンボ3台(うち2台はデマンド用)

### 2) タクシー運賃

山形県のタクシー運賃は、国土交通省東北運輸局の認可により定められる運賃の範囲内で、各タクシー事業者が設定する仕組みとなっています。

上限運賃の区分を例にすると、高島駅から高島町役場までの約4kmをタクシーで移動した場合、料金は概ね1,900円程度となります（目安）。

#### 山形地区のタクシー運賃

車種	種別	距離制運賃			時間距離併用制運賃		時間制運賃(30分)		
		初乗運賃	加算運賃						
普通車	上限運賃	1.2km	700円	240 m	100円	1分30秒	100円	30分	4,220円
	B運賃	1.2km	690円	243 m	100円	1分30秒	100円	30分	4,160円
	C運賃	1.2km	680円	247 m	100円	1分30秒	100円	30分	4,100円
	下限運賃	1.2km	670円	251 m	100円	1分30秒	100円	30分	4,040円

※以降30分ごとと繰り返し。

令和8年3月現在  
東北運輸局「山形地区におけるタクシー運賃改定について  
～新運賃の公表について～」

※令和8年3月20日付で山形県全域のタクシー運賃が改定されました。これまで山形地区は、旧山形県A地区（山形市・上山市・天童市・東村山郡山辺町）と旧山形県B地区（旧山形県A地区を除く山形県全域）で異なる運賃が適用されていましたが、今回の改定により運賃の一本化が行われました。上限運賃の場合、初乗運賃は1.2kmまで700円となり、その後240mごとに100円が加算されます。今回の改定は、人件費や燃料費などの諸経費の高騰に対応し、地域のタクシー事業を維持していくために実施されたものです。

## (8) スクールバス

### 1) 概要

児童生徒（小中学生）が安心して、安全に通学することを目的に、高島町に居住し、遠距離から通学する児童生徒のための対策として、町内5つの小学校（高島、二井宿、屋代、和田、糠野目）と高島中学校でスクールバスを運行しています。二井宿小は冬期間一部地域の児童送迎業務をタクシー事業者へ委託しています。亀岡小はスクールバスの対象地域がありません。

中学校では、平成28年に町内の4つの中学校を統合し、高島中学校として開校するにあたり、遠距離通学の生徒のためスクールバスの配置を行いました。

児童生徒の通学のほか、学校行事（体験学習、社会科見学、中体連など）の際に、スクールバスを活用しています。

小中学生専用のスクールバスであり、一般町民の混乗は実施していません。

### 2) 遠距離基準

「へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱（昭和53年6月19日文部大臣裁定）」では、遠距離通学児童生徒の基準を通学距離が4km以上の児童及び6km以上の生徒としています。ただし、積雪等のある間の豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項に規定する豪雪地帯では、児童にあっては2km以上、生徒にあっては3km以上としています。

近年、複雑化する社会情勢などの影響から不審者が現れ、更には『熊』や『カモシカ』『猿』などの野生動物が人家のあるところや通学路付近まで出没するなど、児童、生徒が安全、安心に通学できる環境が損なわれつつあります。

このような状況に鑑み、本町ではこれまでの遠距離通学基準を改めて検討し、現状に即した対応をするために、原則として遠距離の基準を以下のように定めています。

児童（小学生）にあっては、概ね通学距離が2km以上

生徒（中学生）にあっては、概ね通学距離が4km以上（冬期間は3km以上）

距離計測計算地点は、集団登校の実状から考え原則として概ねその部落内の中心的地域（集会所）としています。

（※運行地域の詳細は、次ページのとおり。）

### 3) 運行事業者

スクールバス運行においては、車両を町が保有し、運行业務を民間事業者へ委託しています。各路線には専属のドライバーを配置し、児童生徒の安心安全の確保のため、原則固定した体制での運行を実施しています。



写真 マイクロバス（29人乗り）



写真 ワゴンタイプのバス（14人乗り）

(参考) 遠距離基準

■小学校

地区名	夏期間	冬期間
高島地区	駄子町、蛭沢、入蛭沢、金原湯在家、金原熊の前、金原新田	
二井宿地区	入、中、筋、上駄子町	
屋代地区	時沢、野手倉、大笹生、日向、屋代山崎	
亀岡地区	該当無し	
和田地区	上和田第一、上和田第二、上和田第三(一部)、川北上、川北下、海上小倉、佐沢上、佐沢下、南佐沢、立石	上和田第一、上和田第二、上和田第三、川北上、川北下、海上小倉、佐沢上、佐沢下、南佐沢、立石、 <b>両組(一部)、下和田北、馬頭西(一部)、中島</b>
糠野目地区	三軒屋、小其塚、夏刈、中瀬、石岡、津久茂、元山崎	三軒屋、小其塚、夏刈、中瀬、石岡、津久茂、元山崎、 <b>蛇口</b>

■中学校

地区名	夏期間	冬期間
高島地区	駄子町、蛭沢、入蛭沢、金原湯在家、金原熊の前、金原新田	駄子町、蛭沢、入蛭沢、金原湯在家、金原熊の前、金原新田、 <b>鳥居町、安久津一、安久津二、緑町</b>
二井宿地区	地区全域	地区全域
屋代地区	時沢、野手倉、日向、大笹生	時沢、野手倉、日向、大笹生、 <b>大新、砂押、細越</b>
亀岡地区	中島南、中島北	中島南、中島北、 <b>入生田南、入生田西、入生田北、露藤上、露藤中、露藤下、亀岡一、亀岡二、亀岡三、亀岡四</b>
和田地区	上和田第一、上和田第二、上和田第三、 <b>両組</b> 、川北上、川北下、海上小倉、中和田東部、中和田西部、元和田北、下和田十二、下和田北、下和田南、 <b>馬頭東、馬頭西</b> 、佐沢上、佐沢下、南佐沢、立石	地区全域
糠野目地区	三軒屋、上町、仲町、宮町、共栄、家中、小其塚、蛇口、上平柳	三軒屋、上町、仲町、宮町、下町、共栄、家中、小其塚、蛇口、上平柳、 <b>沢口、駅前、本町、西町、津久茂、夏刈、中瀬、石岡、上山崎、若葉平、駅前、前山駅東団地</b>

令和8年3月現在  
高島町遠距離通学対策計画【遠距離に該当する地域】

#### 4) スクールバス車両

小学校はスクールバスを4台配置し、14人乗り1台と29人乗り3台となっています。  
中学校はスクールバスを6台配置し、45人乗り2台と29人乗り4台となっています。

バスNo.	所属施設	乗車定員	備考
1	高畠中学校	大人45人	中型
2		大人45人	中型
3		大人29人	マイクロ
4		大人29人	マイクロ
5		大人29人	マイクロ
6		大人29人	マイクロ
7	高畠小学校、二井宿小学校	大人14人	ワゴン
8	屋代小学校	大人29人	マイクロ
9	和田小学校	大人29人	マイクロ
10	糠野目小学校	大人29人	マイクロ

#### 5) 運行日数

スクールバスの運行日数は以下の表のとおりです。高畠中学校においては、部活動等の利用に対応できるように、土曜日及び祝日、長期休業期間も運行しています。

##### (1) 高畠中学校

運行種別	4月から10月まで	11月から翌年3月まで	備考
通常登校日	120日間以内	85日間以内	
土曜日及び祝日、 長期休業期間内	48日間以内	40日間以内	春休み(4月運行分)は除く
計	168日間以内	125日間以内	

##### (2) 高畠小学校、屋代小学校、和田小学校、糠野目小学校

運行種別	4月から10月まで	11月から翌年3月まで	備考
通常登校日	120日間以内	85日間以内	
計	120日間以内	85日間以内	

令和8年3月現在

## (9) 福祉有償運送

### 1) 概要

高島町においては、現在5つの事業所が移送区域登録を行い、福祉有償運送による移動支援サービスを実施しています。各事業所の合計車両数は計61台となっています。また、運転者数は合計で43名となっています。

団体名 (事業所)	運送区域	事業所所在地	車両数	運転者数
(特活) かたくりの会	高島町、南陽市、 米沢市	高島町大字元 和田1599- 21	4台 (うち福祉車 両1台)	3人
(特活) ゆにぷろ	高島町、南陽市、 米沢市、長井市、 川西町	高島町大字高 島328-1	3台	3人
(社福) 友愛会 (障がい者支援 施設南陽の里)	南陽市、川西町、 長井市、高島町、 白鷹町、飯豊町	南陽市宮内 1204-3	9台 (福祉車両8 台)	15人
(特活) はーとサービ ス川西	川西町、米沢市、 南陽市、長井市、 飯豊町、高島町、 白鷹町	川西町大字上 奥田3879	18台	18人 (2種免許1 名)
(特活) 和	南陽市、高島町、 川西町、米沢市	南陽市若狭郷 屋27-27	3台	3人

特活:特定非営利活動法人  
社福:社会福祉法人

令和8年3月時点  
山形県:福祉有償運送に係る事業者情報一覧

### 2) 参考

福祉有償運送とは、障がい者や要介護者等を対象に、NPO等の非営利法人や市町村が乗車定員11人未満の自家用自動車（白ナンバー）で行う、ドアツードアの個別輸送サービスです。タクシー等の公共交通機関では十分なサービスが確保できない場合に、国土交通大臣の登録を受けることで実施でき、営利に至らない範囲の対価を受け取ることが認められています。原則として1：1の個別輸送ですが、透析患者の通院や障がい者の施設送迎など、必要があれば複数人の乗車も認められます。（引用：公共交通のトリセツ）

## (10) 障がい者タクシー助成券について

高島町では障がい者に対するタクシー利用の一部の助成を実施しており、タクシー会社等、9社と契約しています。

タクシー券は500円券を年間最大24枚交付しており、令和6年度の対象者は369人で、そのうち実際に交付を受けている方は、115人で約31%となっています。例年、対象者に対して交付を受けている割合は半分以下となっていますが、これは家族等による移送や施設入所者の割合が多いことが要因と考えられます。

### 対象者

①	身体障害者手帳を所有し、個別等級が次の障がい等級に該当する方 ・肢体不自由(下肢)1～4級 ※左下肢5級と右下肢5級で合算して4級となる場合は対象 ・脳原性運動機能障がい 1～4級 ・肢体不自由(体幹) 1～3級 ・視覚障がい 1・2級 ・呼吸器障がい 1～3級
②	療育手帳を所有し、判定「A」に該当する方
③	精神保健福祉手帳1・2級を所有する方

対象外：施設等に入所又は病院等に長期間入院している方

助成内容：利用券は年間24枚つづりで、1枚につき500円を助成

### 協力先

事業者名	所在地
羽山観光タクシー	高島町大字高島527-1
みつわタクシー	高島町大字上平柳2087-2
福祉タクシーどんぐり	川西町時田2314-68
ケア輸送サービス タスカル	米沢市林泉寺3丁目16-4
山形コアラ	南陽市櫛塚822-6
あんず福祉タクシー	南陽市島貫610-4
三友医療	米沢市西大通2丁目2-30
介護タクシーつばさ	川西町大字西大塚2324-2
福祉タクシーひまわり	米沢市万世町牛森4359-8

令和7年度 高島町福祉ガイド

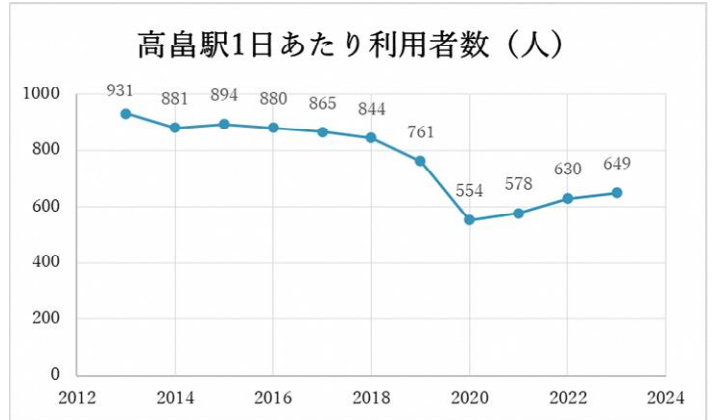
## 2 公共交通の利用状況

### (1) 鉄道

高島駅は定期利用者が多く、主に通学を目的とした住民を支えています。新型コロナウイルスの影響により定期外利用者数が大きく減少した際にも、定期利用者数は微減に留まりましたが、県立高島高等学校の入学者減少や私立高校のバスによる通学支援が重なり、2013年（平成25年）と比較すると、2023年（令和5年）は約30%の減少となっております。

高島駅1日あたり利用者数(人)

	定期外	定期	合計
2013	207	724	931
2014	217	664	881
2015	218	676	894
2016	215	665	880
2017	217	648	865
2018	214	630	844
2019	200	561	761
2020	88	466	554
2021	103	475	578
2022	142	488	630
2023	169	480	649

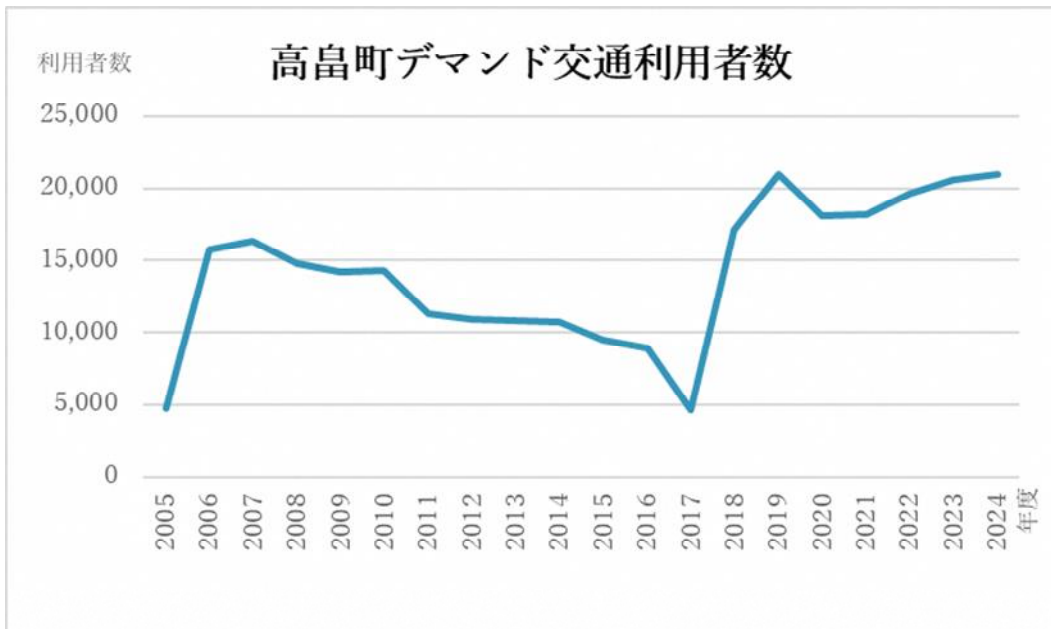


令和8年3月時点

(出典) JR東日本ホームページ 「各駅の乗車人員」

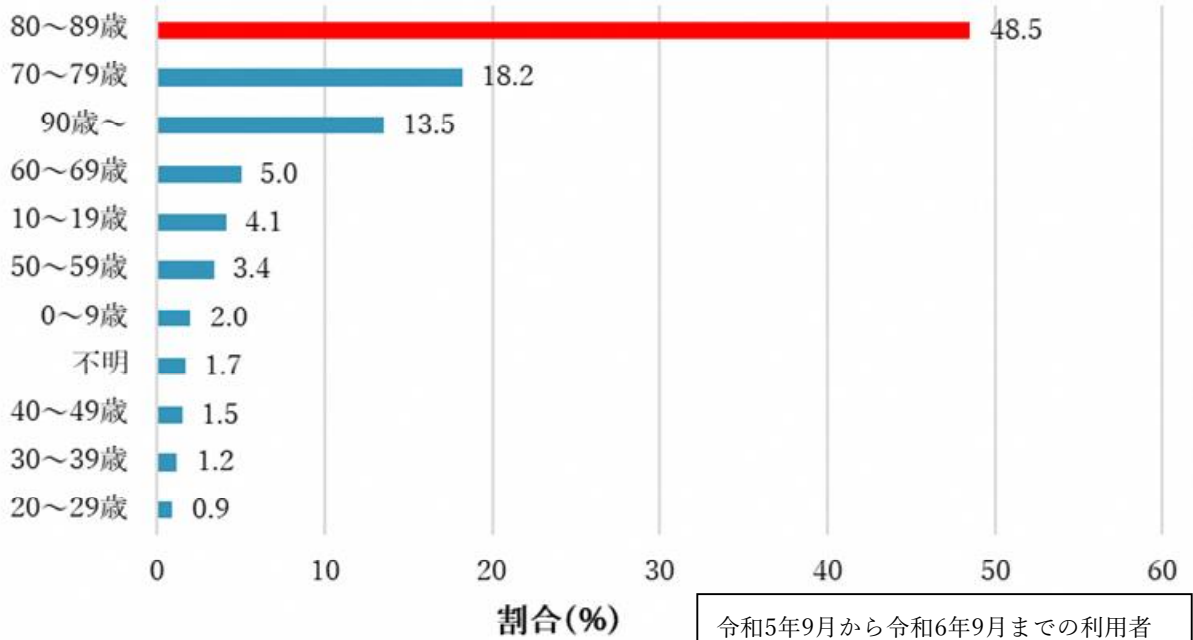
### (2) 高島町デマンド交通

高島町デマンド交通の利用者数は平成29年（2017年）のリニューアル以降、利用者数が増加傾向となっています。令和元年（2019年）には初めて利用者数が2万人を超えました。新型コロナウイルスの影響で利用が減少した時期もありましたが、再び増加傾向に転じています。

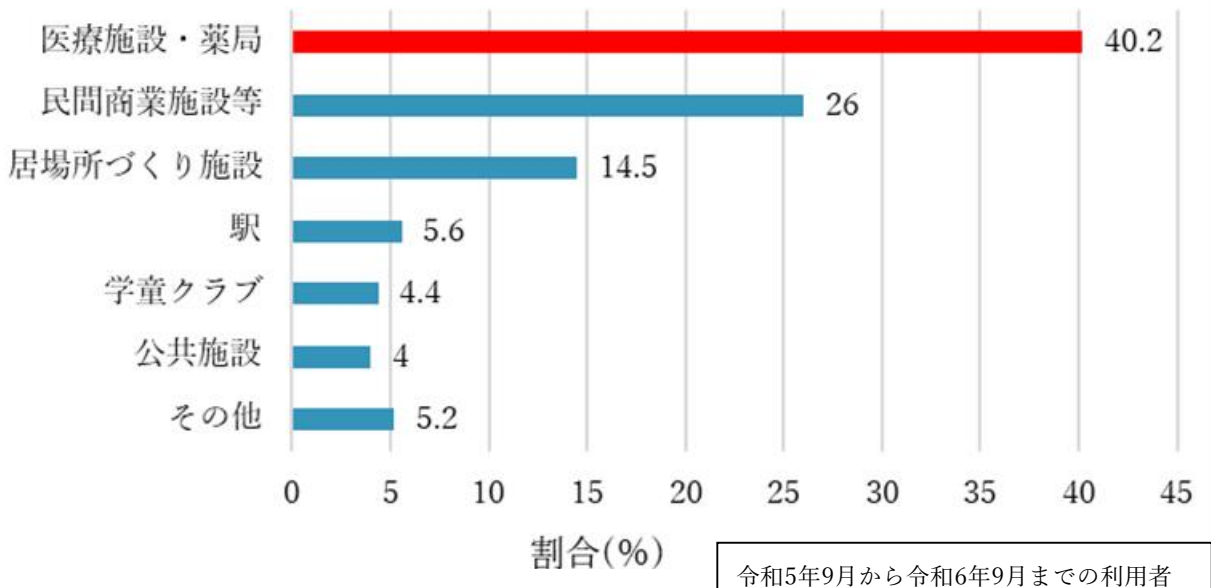


利用者の年齢層では、80歳以上の方の利用が最も多く、高齢者層の利用が多くなっています。降車場所について、自宅が最も多く、次いで医療施設や薬局、民間商業施設となっています。

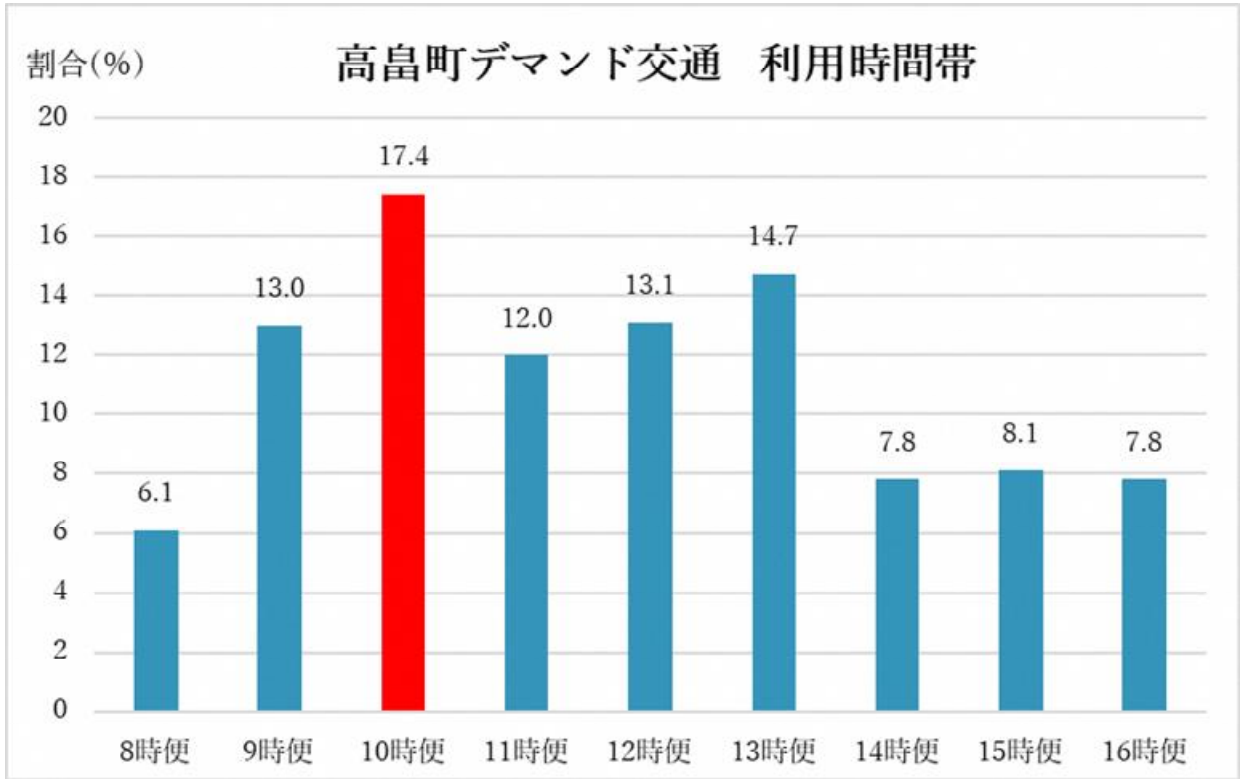
### 高畠町デマンド交通 利用者年齢層



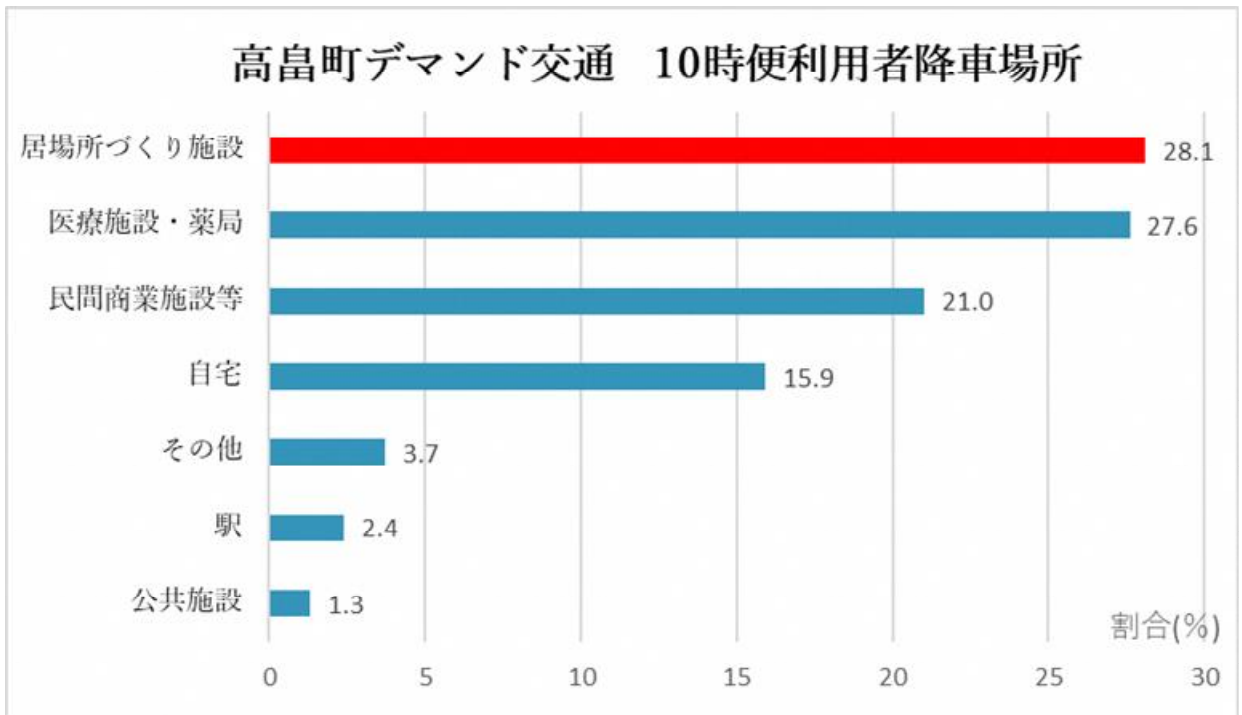
### 高畠町デマンド交通 降車場所



高畠町デマンド交通の利用時間帯別の利用割合は、10時便が最も高くなっています。10時便利利用者の降車場所は、地域の居場所づくり施設が最も利用者数が多く、次いで医療施設・薬局が多くなっています。



令和5年9月から令和6年9月までの利用者

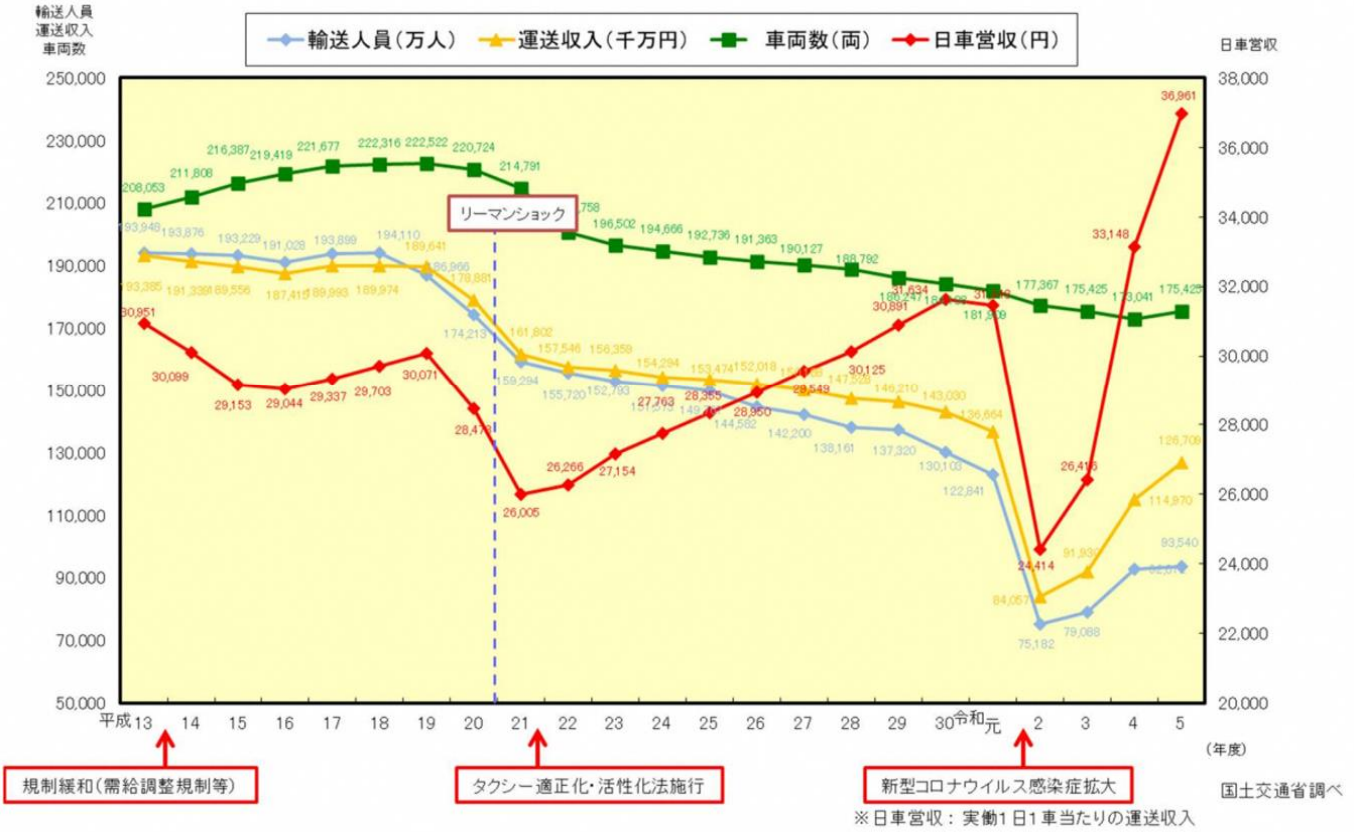


令和5年9月から令和6年9月までの利用者

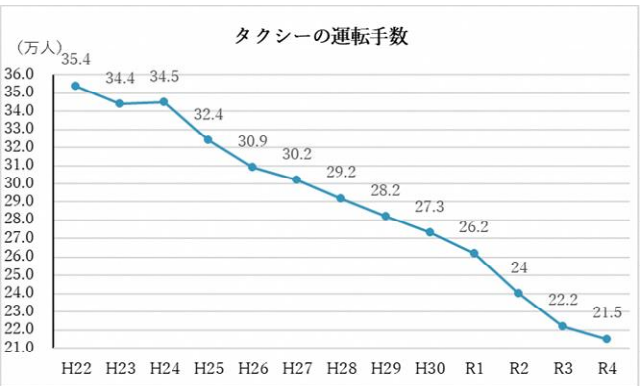
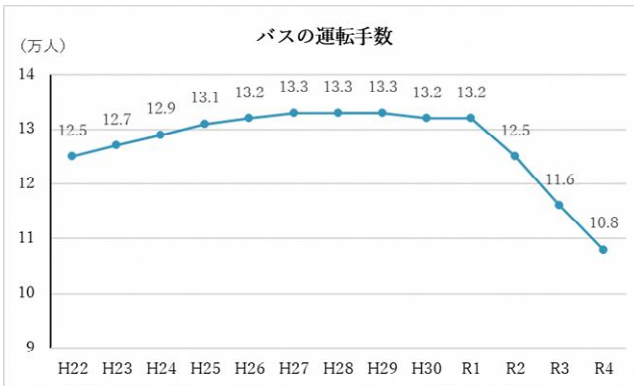
### (3) タクシー

高島町内事業者のタクシーは町民や観光客の移動手段となっております。全国的には平成18年以降、輸送人員の減少傾向が続き、新型コロナウイルスの感染拡大により大きく減少しました。近年は微増の傾向がありますが、タクシー運転手数は大きく下落し続けていることから、タクシーの供給不足が懸念されています。

#### ・タクシー事業の現状（法人事業者データ）



令和7年版 国土交通白書 第II部 関連データ集



令和7年版 国土交通白書全文

### 3 公共交通利用者の意向

#### (1) 行政満足度基礎調査

本調査の結果、公共交通は重要度が高い行政施策であるにもかかわらず、施策に対する満足度が低いことが分かりました。

##### ○調査の概要

本調査は、高島町第6次総合計画後期基本計画の策定にあたり、これまで実施してきた施策等に対する町民の満足度及び町政に対するニーズを把握し、現在実施している施策等に対する評価を行うとともに、その結果を次期総合計画策定に際し十分に反映した企画・立案に活用することを目的として、以下のとおり実施しました。

##### ○調査の対象者

・高島町に居住する満16歳以上の男女2,000人(対象年齢人口の約1割)

##### ・抽出方法

- ①令和5年5月1日現在の住民基本台帳登録者から無作為抽出し、地区および年齢層、男女別を考慮する。
- ②同一世帯からの二重抽出はしない。

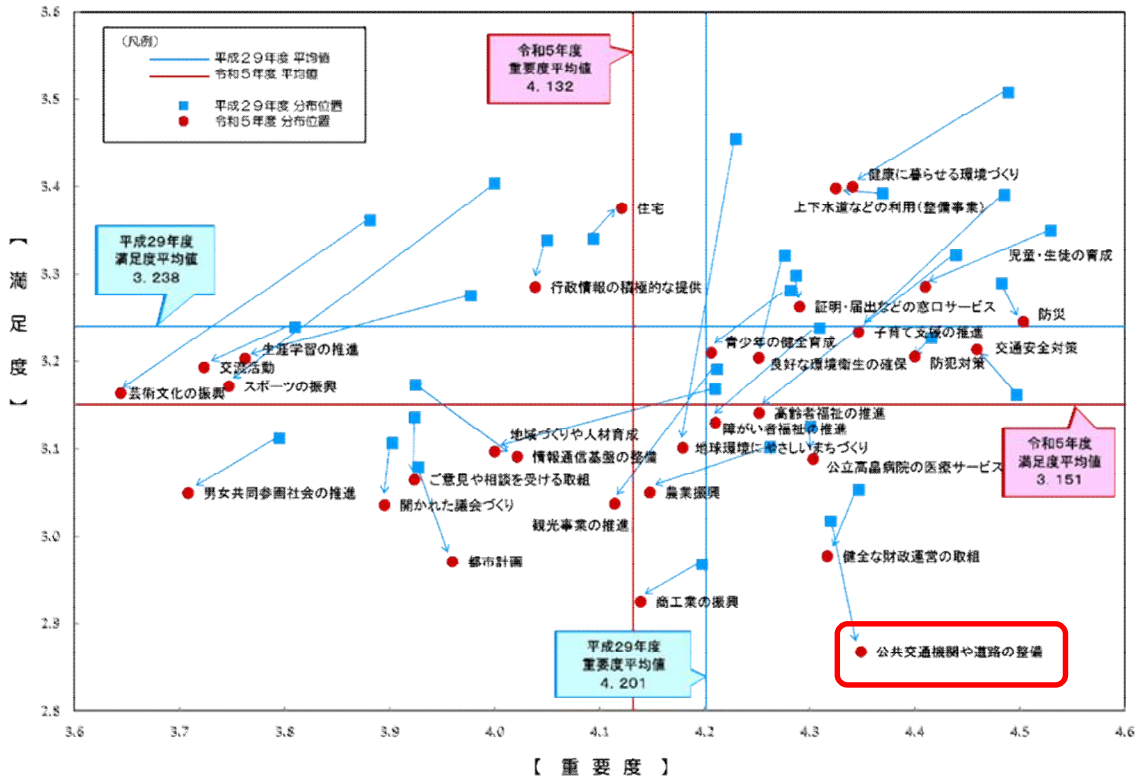
##### ○調査内容

・行政施策ごとに設問を設定し、「町が行うことの重要度」「施策に対する満足度」の2つの観点で行う(町に対する意見、要望、提言は自由記載)

##### ○調査期間

令和5年6月1日～6月30日

<散布図比較表> 行政施策ごとの重要度・満足度の平均値について、今回(R5)と前回(H29)の推移を表したもの



◎ 行政満足度基礎調査結果:重要度・満足度における「公共交通」

1. 回収状況  
回収数:784件 回収率39.2%

2. 調査方法  
調査票の配布および回収は、郵送にて実施

3. 調査内容  
・行政施策ごとの「重要度と満足度」(※)  
※31問 5段階評価  
※重要度:町が行う様々な取組について、町民がどれくらい重要に感じているかを測るもの。  
※満足度:現在の町の取組について、町民がどれくらい満足しているかを測るもの。  
・町に対する意見、要望、提言等(自由記載)  
・回答者に関する事項(居住地域、性別、年齢、職業、今後の居留意向、町の住みやすさ、住みにくさ)

<行政施策ごとの重要度・満足度について>

① 重要度で最も評価点数(5点満点)が高かった施策は、「防災」、次いで「交通安全対策」、「児童・生徒の育成」の順となっているが、全ての施策において中間点の3を超えており、どの施策も重要と位置付けられている。

② 満足度で最も評価点数が高かった施策は、「健康に暮らせる環境づくり」、次いで「上下水道などの利用(整備事業)」、「住宅」の順

③ 重要度は高いが満足度は低い施策は、「公共交通機関や道路の整備」、「健全な財政運営の取組」となっている。

重要度 上位10位		
順位	設問内容	評価点
1	防災	4.503
2	交通安全対策	4.459
3	児童・生徒の育成	4.410
4	防犯対策	4.400
5	公共交通機関や道路の整備	4.349
6	子育て支援の推進	4.347
7	健康に暮らせる環境づくり	4.341
8	上下水道などの利用(整備事業)	4.325
9	健全な財政運営の取組	4.317
10	公立高島病院の医療サービス	4.303

満足度 上位10位		
順位	設問内容	評価点
1	健康に暮らせる環境づくり	3.400
2	上下水道などの利用(整備事業)	3.398
3	住宅	3.375
4	児童・生徒の育成	3.286
5	行政情報の積極的な提供	3.286
6	証明・届出などの窓口サービス	3.263
7	防災	3.245
8	子育て支援の推進	3.234
9	交通安全対策	3.213
10	青少年の健全育成	3.209

重要度 下位5位		
順位	設問内容	評価点
1	芸術文化の振興	3.644
2	男女共同参画社会の推進	3.708
3	交流活動	3.723
4	スポーツの振興	3.747
5	生涯学習の推進	3.762

満足度 下位5位		
順位	設問内容	評価点
1	公共交通機関や道路の整備	2.868
2	商工業の振興	2.925
3	都市計画	2.972
4	健全な財政運営の取組	2.978
5	開かれた議会づくり	3.036

## (2) 公立置賜総合病院実証実験便

- 高島町では、公立置賜総合病院への通院等に必要な交通手段の確保を検討するため、令和5年9月から令和6年8月までの1年間、実証実験便の運行を行いました。  
高島町げんき館から公立置賜総合病院までの往路便、復路便を各便1日3便運行しました。
- 稼働状況について、平日243日間のうち、稼働日数は100日、待機日数は143日となり、稼働率は約41%となりました。  
利用者数について、1年間の延利用者数は238人、実利用者数は48人という結果となりました。
- 利用者の方を対象としたアンケートでは、普段は家族や知人の送迎、タクシー利用等により通院している人が多く、病気や検査により置賜総合病院でなければならない人が最も多いことが分かりました。
- 便数や料金については、意見が分かれており、この置賜総合病院便については別のやり方を検証すべきとの意見が多くありました。

### デマンド交通 高島町げんき館⇄公立置賜総合病院の実証実験便の運行を開始します

公立置賜総合病院への通院等に必要な交通手段の確保を検討するため、実証実験便の運行を開始します。

◆期間/9月4日(明)～令和6年8月30日(金) ◆予約受付/9月1日(金)～

◆対象者/町内在住者

◆運賃/1回 1,000円/人(片道) ※現金のみ

※「自宅からげんき館前」まで高島町デマンド交通を利用する場合は、利用料が別途必要となります。

◆予約方法/利用したい日の前日(午後4時)までに予約センターに電話してください。また、以下の4点を電話でお伝えください。

①高島町げんき館⇄公立置賜総合病院の便の予約であること

②利用者の名前

③電話番号(携帯電話または自宅の電話)

④何時にどこを出発する便を利用したいのか

※予約した便を利用できなかった場合は、必ず予約センターまでご連絡ください。

◆予約先/デマンド交通予約センター

☎(51)1255

◆問合せ先/企画財政課企画調整係

☎(52)1112



【運行表】※平日のみ

便	高島町げんき館	公立置賜総合病院
1便	往路	8:30 発 → 9:00 着
	復路	9:40 着 ← 9:10 発
2便	往路	10:30 発 → 11:00 着
	復路	12:30 着 ← 12:00 発
3便	往路	14:00 発 → 14:30 着
	復路	15:10 着 ← 14:40 発

## 公立置賜総合病院実証実験便 利用実績

### (1) 稼働状況

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
運行日数	19日	21日	20日	20日	18日	20日	20日	21日	21日	20日	22日	21日	243日
稼働日数	6日	10日	9日	10日	6日	8日	8日	9日	7日	10日	8日	9日	100日
待機日数	13日	11日	11日	10日	12日	12日	12日	12日	14日	10日	14日	12日	143日

### (2) 利用者数

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
片道利用者	3人	4人	6人	7人	2人	3人	5人	5人	6人	4人	4人	1人	50人
往復利用者	5人	9人	10人	9人	8人	7人	7人	10人	2人	11人	4人	12人	94人
延べ人数	13人	22人	26人	25人	18人	17人	19人	25人	10人	26人	12人	25人	238人

※12ヵ月間の実利用者数 **48人**

### (3) 運行時間ごとの利用者数

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
往路(⇒置総)	8人	11人	13人	12人	9人	8人	11人	14人	7人	12人	7人	12人	124人
1便(8:30発)	6人	9人	11人	4人	5人	4人	4人	9人	5人	8人	5人	5人	75人
2便(10:30発)	2人	2人	0人	6人	3人	3人	3人	5人	2人	4人	2人	7人	39人
3便(14:00発)	0人	0人	2人	2人	1人	1人	4人	0人	0人	0人	0人	0人	10人
復路(⇒げんき館)	5人	11人	13人	13人	9人	9人	8人	11人	3人	14人	5人	13人	114人
1便(9:10発)	1人	1人	6人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	9人
2便(12:00発)	2人	5人	5人	8人	8人	8人	5人	7人	1人	9人	3人	2人	63人
3便(14:40発)	2人	5人	2人	5人	1人	1人	3人	4人	2人	5人	1人	11人	42人

## げんき館⇄公立置賜総合病院 実証実験便に係る利用者アンケート

質問内容	選択肢	回答
1. 公立置賜総合病院⇄げんき館 実証実験便はどのようにして知りましたか	<input type="checkbox"/> 『広報たかはた』を見て	22
	<input type="checkbox"/> 町のホームページを見て	1
	<input type="checkbox"/> 家族や知人等、人に聞いて	12
	<input type="checkbox"/> その他	6
	※その他の記載内容 郵便局内チラシ、福祉課、タクシー車内、米沢合同庁舎(?)	
2. 公立置賜総合病院への通院について	2-1通院理由について	
	<input type="checkbox"/> 病気の治療や検査等の理由により、公立置賜総合病院でなければならない	30
	<input type="checkbox"/> 希望する医師が勤めているため	3
	<input type="checkbox"/> 近隣の病院では最も信頼が置けるため	3
	<input type="checkbox"/> その他	5
2-2普段（実証実験便を利用しない際）の公立置賜総合病院への通院手段について	<input type="checkbox"/> 自分で自家用車を運転して通院している	8
<input type="checkbox"/> 家族や知人に運転してもらい通院している	19	
<input type="checkbox"/> タクシーや他の交通手段で通院している	14	
<input type="checkbox"/> その他	4	
※その他の記載内容 ・デマンドタクシーとJR、山形鉄道 ・デマンドタクシーと他の交通手段を1回だけ使用 ・自動車免許をすでに返納している。 ・普段は通院していない（※家族が入院している方の回答）		
3. 実証実験便の運行について	3-1停留所について	
	<input type="checkbox"/> 時間が定まるので、げんき館⇄公立置賜総合病院でよかった	16
	<input type="checkbox"/> 時間が前後してもいいので、家までの送迎をして欲しかった	12
	<input type="checkbox"/> げんき館以外の停留所もあればよかった	9
	どこにあればよかったですか	1名記入：佐沢周辺
3-2便数について	<input type="checkbox"/> 1日3便でちょうどよい	18
<input type="checkbox"/> もっと便数があればよかった	12	
行き ※意見：8、9、10、12時台、		
帰り ※意見：11、12、13、15、16時台		
<input type="checkbox"/> 1日3便は多い	0	
4. 料金について (片道1,000円 往復2,000円)	<input type="checkbox"/> 高い	7
	<input type="checkbox"/> ちょうどよい	20
	<input type="checkbox"/> 安い	4
	<input type="checkbox"/> その他	6
	※その他の記載内容 ・往復1,500円 ・安いほどいい ・1人1回当たり1万6千円と知ると安いと思うが現実的には高い。	
5. 実証実験便は、実験期間終了後どうするのがいいと思いますか	<input type="checkbox"/> 本格的に稼働したほうがよい	11
	<input type="checkbox"/> 他のやり方も検証した方がよい	21
	<input type="checkbox"/> わからない	2
	<input type="checkbox"/> その他	5
その他の記載内容 ※裏面にまとめて記載		
6. 将来的に高島町の「公共交通」はどうするのがいいと思いますか	<input type="checkbox"/> デマンドの台数を増やすのが良い	6
	<input type="checkbox"/> 他の市町のデマンド交通に乗れる・乗り継げる仕組みを作った方がよい	17
	<input type="checkbox"/> 共同利用(カーシェアリング) や相乗り(ライドシェア)の仕組みを検討するのが良い	12
	<input type="checkbox"/> 町外へ行くことができる公共交通があると良い	23
	<input type="checkbox"/> わからない	
<input type="checkbox"/> その他	6	
その他の記載内容		
備考 (空きスペースへの記載など ※裏面にまとめて記載)		

## 5. 地域公共交通の課題整理

ここまでの内容を踏まえ、地域公共交通の課題を次のとおり整理します。

### 課題1

#### 町民の誰もが安心して自由に移動できる公共交通の確保

- 高島町デマンド交通は、平成29年のリニューアル以降、利便性が大きく向上し、年間利用者は2万人を超えるまでに増加しています。しかし、近年は予約が集中し、希望者が実際に利用できないケースも増えているため、運行体制の見直しが必要となっています。
- また、中山間地域の方の予約を受けて、デマンド交通（ハイエース9人乗り）を配車することは、到着までに時間を要し、運行距離が伸びることから非効率です。  
利用者の多い地域は通常のデマンド交通車両、それ以外の地域は別の仕組みを導入し、効率的な運行を目指すことが必要です。
- 町では、過去にデマンド交通利用者確保の課題を受け、地域の居場所づくり事業（茶の間）や健康体操教室利用者を減免対象としました。  
しかし、近年のデマンド交通の利用者増加により、通院や買い物利用の予約をお断りする状況が発生していることから、地域のボランティアによる移動支援等の仕組みの導入の検討が必要です。

### 課題2

#### 近隣市町との連携による町外への移動手段の確保

- 置賜総合病院実証実験便の利用者・町民向けのアンケート調査では、町外への移動利便性向上を求める声が多く寄せられています。高齢者や車を持たない世帯にとって、町外施設へのアクセスは日常生活の安心に直結する重要な課題です。
- 既存の交通資源を有効に活用しつつ、近隣市町と連携した効率的な輸送体制を検討し、持続的に町外への移動手段を確保していくことが必要です。

### 課題3

#### 適切な公的負担による公共交通の維持・存続

- 高島町デマンド交通の運行に伴い、公共交通を維持・確保するための町の公的負担は高水準で固定化しています。今後も町内の移動や幹線との接続を確保するためには、財政負担の一層の増大を避けつつ、持続可能な運行体制を築くことが不可欠です。
- 運行の効率化を進めるとともに、可能な範囲での収益確保の手段の検討を図り、収支改善に努めることが重要です。また、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を継続的に活用し、公的負担を適正な水準に抑制しながら、安定的な公共交通の運営を図ることが求められます。

### 課題4

#### 官民協働による公共交通事業の推進体制の構築

- 公共交通の取組みを推進していくためには、行政だけでなく、交通事業者、住民団体、商工会など地域の多様な主体が参画し、共通の課題認識を持ちながら改善に取り組む官民協働の体制を構築することが不可欠となっています。具体的には、定期的に関係者が集まり、利用実績や財政状況、利用者の声を共有する協議の場を設け、データに基づく検証と改善を繰り返す仕組みを整えることが必要です。
- 複雑化する社会環境の変化や技術革新に対応できるよう、事業の実施状況や目標の達成状況をデータに基づき毎年検証し、改善を図っていくサイクルを確実に回すマネジメントの仕組みを構築することが必要です。

## 6. 計画の基本的な方針と目標

### 1 課題対応にあたっての基本的な方針

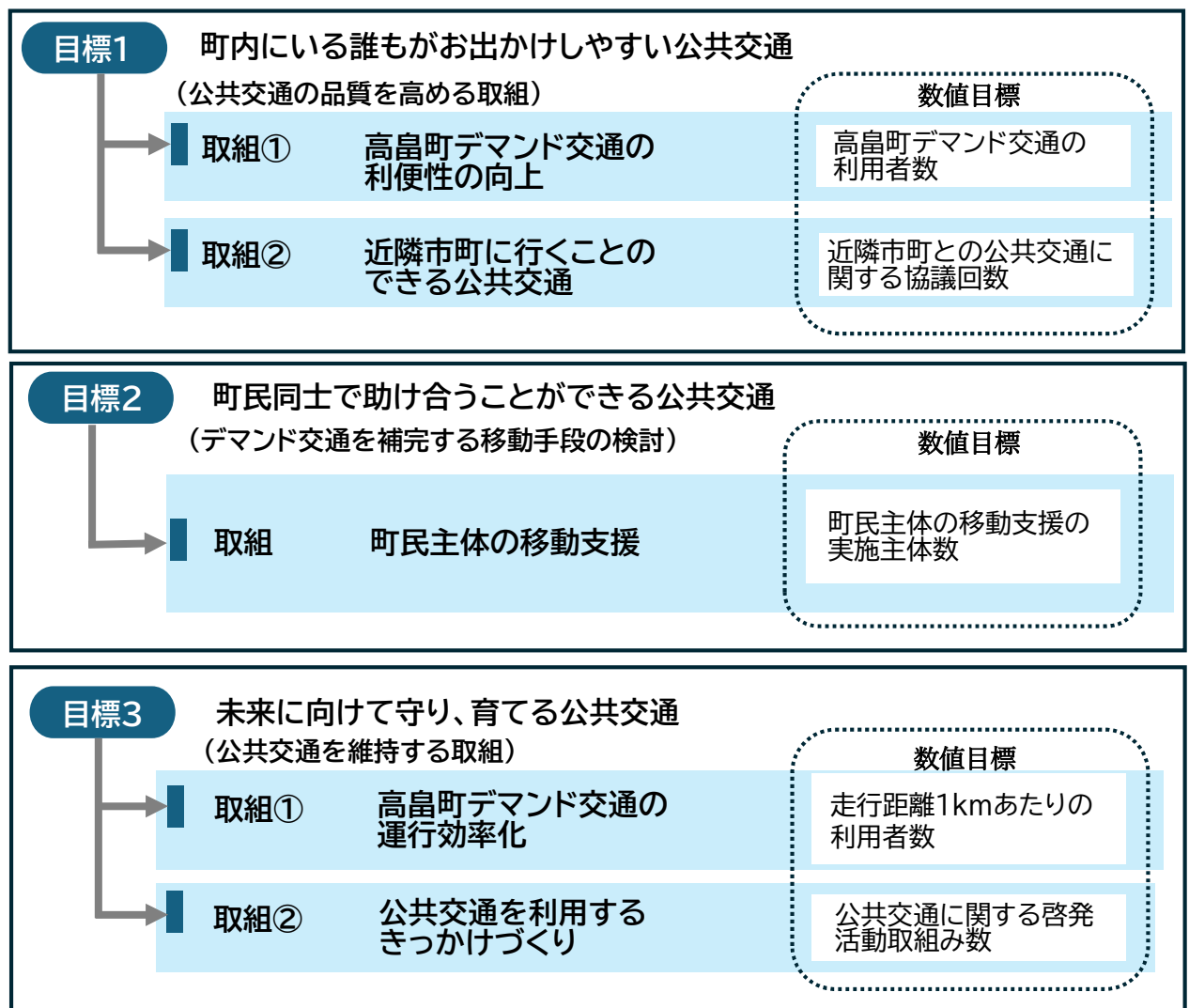
高齢化・人口減少が進むなかで、誰もが安心して暮らし続けられる町を実現するためには、「地域の足」を守り、柔軟で持続可能な交通体系を整えることが必要です。第6次高島町総合計画、その他関連計画を踏まえ、本計画の基本方針を次のとおり定めます。

誰もが安心して高島町で暮らし続けることのできる公共交通を目指します

### 2 計画の目標

計画の基本的な方針である『誰もが安心して高島町で暮らし続けることのできる公共交通を目指します』とは、高島町に住む誰もが安心・安全・快適に、行きたい時に行きたい場所に行くことができる効率的な公共交通をつくり、未来に向けて守り続け、より良い形で育てていくことを表します。

このことを踏まえ、本計画においては下図の3つの目標を掲げ、具体的な事業に取り組むこととします。



## 7. 目標達成のための取組

### 目標1

### 町内にいる誰もがお出かけしやすい公共交通

#### 取組① 高畠町デマンド交通の利便性向上

取組内容	高畠町デマンド交通について、誰もが安心して利用できる体制を整備します。また、AI等の新技術の活用や運行体制の見直しを通じて、効率的な運行を図り、公共交通としての機能を高めます。
実施主体	高畠町、高畠町デマンド交通運転業務共同企業体
実施時期	令和8年度（2026年度）から予約・配車システム、運行体制の検討を開始

#### 具体的な取組

- 現行デマンド交通の運行時間、予約方法、利用料金、予約受付時間等の運行体制の見直しを行い、利便性を落とすことなく、持続可能な運行体制を目指します。
- AI技術を活用した配車システムを検討・導入し、利用希望が集中する時間帯にも効率的に配車できる体制を整えます。
- 医療機関の受診や日常の買い物といった生活に不可欠な利用目的については、確実に利用できる仕組みを検討します。
- 観光客が町を訪れた際の町内を周遊する二次交通のあり方について、タクシー事業者と協議を行います。

#### 評価基準:高畠町デマンド交通の利用者数

評価基準 (KPI)	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	計測方法
高畠町デマンド交通の利用者数	20,803人	21,000人	デマンド交通実績により算出

## 取組② 近隣市町に行くことのできる公共交通

取組内容	町民の生活利便性向上を図るため、近隣市町に行くことのできる公共交通のあり方を検討し、将来的な導入の可能性について協議します。
実施主体	高島町、高島町デマンド交通運転業務共同企業体、近隣市町
実施時期	令和8年度（2026年度）から近隣市町との協議・検討を開始

### 具体的な取組

- 既存のデマンド交通を延伸する案、近隣市町のデマンド交通に乗り換える案、公共ライドシェアなど新しい交通モードを活用する案など、複数の選択肢を比較検討します。
- 近隣自治体や交通事業者との協議を行い、共同での導入可能性や費用対効果を検討するとともに、持続可能な運行形態に向けた課題を整理します。これらの検討を通じて、将来的に実証運行や制度設計につなげられるよう、必要な条件を明らかにします。
- 山形県地域公共交通活性化協議会置賜地域別部会の取組みに参画し、広域的な公共交通の構築に向けた協議を引き続き行います。

### 評価基準：近隣市町との公共交通に関する協議回数

評価基準 (KPI)	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	計測方法
近隣市町との公共交通に関する協議回数	0(未着手)	近隣市町との協議を年3回以上開催	協議等の開催数を記録

## 目標2 町民同士で助け合うことができる公共交通

### 取組 町民主体の移動支援

取組内容	町民同士が助け合いながら移動手段を確保できる仕組みについて検討し、地域に根ざした交通体系の一つとして位置づけることを目指します。
実施主体	高畠町、高畠町デマンド交通運転業務共同企業体、地域住民団体
実施時期	令和8年度（2026年度）から調査・協議を開始

### 具体的な取組

- 他の自治体における先進事例の調査や法的整理を踏まえた運営形態の検討を進めます。
- 令和7年10月から町の居場所づくり事業である「地域の茶の間」利用者を対象とした移動支援サービスが始まりました。このサービスの課題や改善点の整理を行い、地区全体に展開できる持続可能な「助け合い型交通モデル」の実施を目指します。

### 評価基準：町民主体の移動支援の実施主体数

評価基準 (KPI)	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	計測方法
町民主体の移動 支援の実施主体数	0(未着手)	6	実施状況を記録

## 取組① 高畠町デマンド交通の運行効率化

取組内容	町民の移動の足である「高畠町デマンド交通」を守るために、運行経費の分析や見直しを通じて、持続可能な交通体系を構築していきます。
実施主体	高畠町、高畠町デマンド交通運転業務共同企業体
実施時期	令和8年度（2026年度）から検討を開始

## 具体的な取組

- 高畠町デマンド交通の収支率や公的負担の額を毎年検証し、効率的な予約受付体制や車両台数・運行体制について、運行事業者とともに検討します。
- 効率的な運行を支える乗務員の安定的な確保のため、運転手の確保策（2種免許取得者及び雇用者への取得費用の補助等）の周知します。
- 安定的な運行を実施するため、国や県の新たな補助を活用した事業実施を検討をします。
- 利用の増加と運行事業者の収益拡大につながる仕組み（運行方法）を検討します。

## 評価基準：走行距離1kmあたりの利用者数(利用者数/走行距離)

評価基準 (KPI)	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	計測方法
走行距離1kmあたりの利用者数 (利用者数/走行距離)	0.13人/km	0.14人/km	デマンド交通実績より算出

## 取組② 公共交通を利用するきっかけづくり

取組内容	公共交通の重要性や利用方法について町民への周知や啓発を進め、将来を担う世代に「町の公共交通を守り育てる意識」を醸成します。
実施主体	高島町、高島町デマンド交通運転業務共同企業体、教育機関、地域住民団体
実施時期	令和8年度（2026年度）から順次取組を開始

### 具体的な取組み

- 公共交通の利用促進に向けて、公共交通に関する町ホームページの作成や公式ラインでの情報発信を行い、スマートフォンなどで手軽に見てもらえる環境を整えます。デジタル媒体が不得意な高齢者には、町広報等の紙媒体で見てもらえるよう配慮します。
- 町内の小中学生や高校生を対象とした、公共交通に関する出前講座をつくります。
- 山形県鉄道沿線活性化プロジェクトの取組に参画し、鉄道の利用促進を図ります。
- 免許を持たない交通弱者に対して、デマンド交通の料金割引や各種支援制度の周知を実施します。

### 評価基準：SNS等での公共交通に関する情報発信数

評価基準 (KPI)	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	計測方法
SNS等での公共交通に関する情報発信数	0(未着手)	年12回以上の情報発信	情報発信を集計

## 8. 計画の達成状況の評価

### 1 計画の管理体制

計画の着実な推進のため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルを活用しながら適切な管理を行います。

これら施策の評価にあたっては、本計画の策定で協議を行ってきた「高島町地域公共交通活性化協議会」で行うこととし、PDCAサイクルにより評価・検証を行います。加えて、本計画の目標を実現するにあたっては、行政や交通事業者のみならず、各種団体などを含めた地域住民の理解と参加、協力が不可欠であり、地域の一人ひとりが主体的に考えて取り組むことが重要です。そのため、各関係者の役割を明確にし、それぞれが主体的に取り組むことで、本地域における持続可能な交通ネットワークを構築します。

#### 高島町地域公共交通活性化協議会委員

構成区分	役 職 名
1号委員	高島町 副町長
2号委員	高島町商工会 副会長
3号委員	みつわタクシー有限会社 代表取締役
	羽山観光タクシー株式会社 代表取締役
4号委員	山交バス株式会社米沢営業所 所長
5号委員	東日本旅客鉄道株式会社 米沢駅長
6号委員	山形河川国道事務所 米沢国道維持出張所長
	山形県置賜総合支庁 道路計画課長
7号委員	高島町区長会連絡協議会 副会長
	高島町老人クラブ連合会 会長
	高島町社会福祉協議会 会長
8号委員	東北運輸局山形運輸支局 首席運輸企画専門官
9号委員	全国自動車交通労働組合山形地方本部 委員長
	全国交通運輸労働組合総連合 山形県支部 議長
10号委員	特定非営利活動法人かたくりの会 理事長
11号委員	南陽警察署交通課長
	一般社団法人山形県バス協会 会長
	一般社団法人山形県ハイヤー協会 会長
	山形県ハイヤー協会置賜支部 支部長
	高島町建設課長
	高島町福祉課長

## 2 目標、取組、数値指標及び目標値の一覧

目標、取組、数値指標及び目標値の一覧は次のとおりです。目標値は、計画の変更にあわせて必要な場合には見直しを行います。

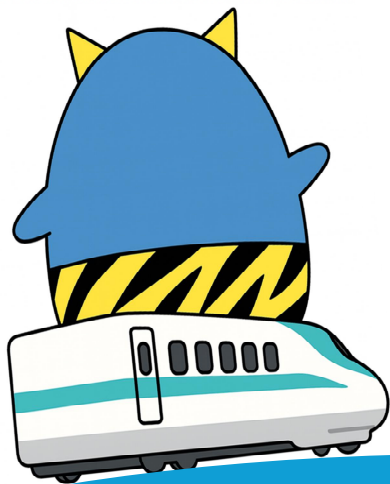
目標	取組	数値目標	基準値	目標値
目標1 町内にいる誰もが お出かけしやすい 公共交通	高島町デマンド交通 の利便性の向上	高島町デマンド交通の 利用者数	20,803人	21,000人
	近隣市町に行くこと のできる公共交通	近隣市町との公共交通 に関する協議回数	0	年3回以上
目標2 町民同士で助け 合うことができる 公共交通	町民主体の移動支援	町民主体の移動支援の 実施主体数	0	6
目標3 未来に向けて 守り、育てる 公共交通	高島町デマンド交通 の運行効率化	走行距離1kmあたりの 利用者数	0.13人 /km	0.14人 /km
	公共交通を利用する きっかけづくり	SNS等での公共交通 に関する情報発信数	0	年12回以上

## 3 計画の進捗管理と評価のスケジュール

毎年9月～11月において次年度の事業内容を検討し、予算措置が必要な事業については年末に予算要求を行います。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
取組の実施	評価対象期間（4月～翌年3月）											
	Do：取組の実施											
	Check： 目標達成状況と取組実施 状況の評価			Act： 改善・反映			Plan： 次年度実施取組の検討					
	→											





## 高畠町地域公共交通計画

発行 高畠町地域公共交通活性化協議会  
編集 高畠町役場企画課  
〒992-0392 山形県東置賜郡高畠町大字高畠436  
電話 0238-52-1112